

(単位未満優先出資証券を有する者の権利行使等)

第四十八条の四の三 (略)

2 (略)

3 商法第二百二十条ノ五第二項(端株主が株主となる時期)の規定は、前項の規定により優先出資社員となる優先出資社員について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(優先出資についての商法等の準用等)

第四十九条 商法第二百一条(仮設人及び他人名義で株式を引き受けた者の責任)、第二百三条(株式の共有)、第二百七条(株式の質入れ)、第二百八条(質権の効力)、第二百九条第一項及び第三項まで(株式の登録質)、第二百十四条第一項前段及び第三項(株式併合の決議)、第二百十五条から第二百六条まで(株式併合の手続及び新株券の交付)、第二百二十条第一項、第二項前段及び第四項(一株に満たない端数に関する処理)並びに第二百八条ノ十一(同法第二百六十八条第八項を準用する部分を除く。)(不公正な価額で株式を引き受けた者の責任)並びに第七十五条第三項の規定は優先出資について、同法第二百二十六条ノ二(株券の不所持制度)、第二百二十九条(株券の即時取得)及び第二百八条ノ三十四ノ二(除権決定による再発行)の規定は優先出資証券について、同法第二百八条ノ十(発行の差止め)の規定は優先出資の発行の差

(単位未満優先出資証券を有する者の権利行使等)

第四十八条の四の三 (略)

2 (略)

3 商法第二百二十条ノ五第二項及び第三項(端株主が株主となる時期)の規定は、前項の規定により優先出資社員となる優先出資社員について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(優先出資についての商法等の準用等)

第四十九条 商法第二百一条(仮設人及び他人名義で株式を引き受けた者の責任)、第二百三条(株式の共有)、第二百七条(株式の質入れ)、第二百八条(質権の効力)、第二百九条第一項及び第二項(株式の登録質)、第二百十四条第一項前段及び第三項(株式併合の決議)、第二百十五条(株式併合の手続)、第二百六条(新株券の交付)、第二百二十条第一項、第二項前段及び第四項(一株に満たない端数に関する処理)並びに第二百八条ノ十一(同法第二百六十八条第八項を準用する部分を除く。)(不公正な価額で株式を引き受けた者の責任)並びに第七十五条第三項の規定は優先出資について、同法第二百二十六条ノ二(株券の不発行及び寄託制度)、第二百二十九条(株券の即時取得)及び第二百八条ノ三十四ノ二(除権決定による再発行)の規定は優先出資証券について、同法第二百八条ノ十(発行の差止め)の規定は優先出資の発行の差止

止めについて、同法第二百八十条ノ十五から第二百八十条ノ十八まで（新株発行無効の訴え）の規定は優先出資の発行の無効の訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百一条第一項中「株式引受人」とあるのは「優先出資引受人」と、同法第二百三条第二項及び第三項中「株主」とあるのは「優先出資社員」と、同法第二百七条中「株券」とあるのは「優先出資証券」と、同法第二百八条中「消却、併合、分割、転換又八買取」とあるのは「消却、併合又八買取」と、「株主」とあるのは「優先出資社員」と、同法第二百九条第一項中「株主名簿」とあるのは「優先出資社員名簿」と、「株券」記載シタルトキ（株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アルトキハ質権者ノ氏名及住所ヲ株主名簿ニ記載又ハ記録シタルトキ）とあるのは「優先出資証券」記載シタルトキと、「利益若ハ利息ノ配当」とあるのは「利益ノ配当」と、同条第三項中「株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アル場合ヲ除クノ外第一項」とあるのは「第一項」と、「株主」とあるのは「優先出資社員」と、同法第二百一十四条第一項前段中「会社八第三百四十三条」とあるのは「最終ノ貸借対照表ニ依リ会社ニ現存スル純資産額ヨリ特定資本ノ額ヲ控除シタル額ヲ発行済優先出資ノ総口数ヲ以テ除シタル額ガ五万円ニ満たザルトキハ会社八其ノ額ヲ五万円以上トスル為資産の流動化に関する法律第百一十四条第二項」と、同条第三項中「株券」とあるのは「優先出資証券」と、同法第二百一十五条ノ二中「株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アル場合又ハ発行済株式」とあるのは「発行済優先出資」と、「第二百二十六条第一項但書若八第二百二十六条ノ二第

めについて、同法第二百八十条ノ十五から第二百八十条ノ十八まで（新株発行無効の訴え）の規定は優先出資の発行の無効の訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百一条第一項中「株式引受人」とあるのは「優先出資引受人」と、同法第二百三条第二項及び第三項中「株主」とあるのは「優先出資社員」と、同法第二百七条中「株券」とあるのは「優先出資証券」と、同法第二百八条中「消却、併合、分割、転換又八買取」とあるのは「消却、併合又八買取」と、「株主」とあるのは「優先出資社員」と、同法第二百九条第一項中「株主名簿」とあるのは「優先出資社員名簿」と、「株券」とあるのは「優先出資証券」と、「利益若ハ利息ノ配当」とあるのは「利益ノ配当」と、同法第二百一十四条第一項前段中「会社八第三百四十三条」とあるのは「最終ノ貸借対照表ニ依リ会社ニ現存スル純資産額ヨリ特定資本ノ額ヲ控除シタル額ヲ発行済優先出資ノ総口数ヲ以テ除シタル額ガ五万円ニ満たザルトキハ会社八其ノ額ヲ五万円以上トスル為資産の流動化に関する法律第百一十四条第二項」と、同条第三項中「株券」とあるのは「優先出資証券」と、同法第二百一十條第一項中「端株原簿」とあるのは「資産の流動化に関する法律第四十八条の三ノ規定ニ依リ単位未満優先出資原簿」と、同法第二百八十条ノ十一第二項において準用する同法第二百六十七条第一項中「六月前ヨリ引続キ株式ヲ有スル株主」とあるのは「特定社員又ハ六月前ヨリ引続キ優先出資ヲ有スル優先出資社員」と、同条第三項、第四項及び第六項中「株主」とあるのは「社員」と、同法第二百八十条ノ十一第二項において準用する同法第二

三項」とあるのは、「資産の流動化に関する法律第四十九条第一項ニ於テ準用スル第二百二十六条ノ二第三項」と、「株券ガ」とあるのは「優先出資証券ガ」と、「場合ニ」とあるのは「場合ニシテ且單位未滿優先出資ノ全部ニ付同法第四十八条の四の二第一項本文ノ規定ニ依ル單位未滿優先出資証券ノ発行ノ請求ナキトキ又八同項但書ノ規定ニ依リ單位未滿優先出資証券ガ発行セラレザルトキニ」と、同法第二百二十条第一項中、「端株原簿」とあるのは、「資産の流動化に関する法律第四十八条の三ノ規定ニ依リ單位未滿優先出資原簿」と、同法第二百八十条ノ十一第二項において準用する同法第二百六十七條第一項中、「六月前ヨリ引続キ株式ヲ有スル株主」とあるのは「特定社員又ハ六月前ヨリ引続キ優先出資ヲ有スル優先出資社員」と、同条第三項、第四項及び第六項中、「株主」とあるのは、「社員」と、同法第二百八十条ノ十一第二項において準用する同法第二百六十八條第二項から第四項まで及び第七項、第二百六十八條ノ二並びに第二百六十八條ノ三第一項中、「株主」とあるのは、「社員」と、同法第二百二十六條ノ二第一項中、「株主」とあるのは、「優先出資社員」と、同条第二項中、「株主名簿」とあるのは「優先出資社員名簿」と、同条第四項中、「株主」とあるのは「優先出資社員」と、同法第二百八十条ノ十中、「法令若八定款」とあるのは「法令、資産流動化計画若八定款」と、「株主」とあるのは「社員」と、同法第二百八十条ノ十五第二項中、「株主」とあるのは「社員」と、同法第二百八十条ノ十七第二項中、「株主及株主名簿」とあるのは「社員及優先出資社員名簿」と、同条第三項中、「株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定ア

百六十八條第二項から第四項まで及び第七項、第二百六十八條ノ二並びに第二百六十八條ノ三第一項中、「株主」とあるのは「社員」と、同法第二百二十六條ノ二第一項中、「株主」とあるのは「優先出資社員」と、同条第二項中、「株主名簿」及び「株主」とあるのはそれぞれ「優先出資社員名簿」及び「優先出資社員」と、同条第四項及び第五項中、「株主」とあるのは「優先出資社員」と、同法第二百八十条ノ十中、「法令若八定款」とあるのは「法令、資産流動化計画若八定款」と、「株主」とあるのは「社員」と、同法第二百八十条ノ十五第二項中、「株主」とあるのは「社員」と、同法第二百八十条ノ十七第二項中、「株主及株主名簿」とあるのは「社員及優先出資社員名簿」と、同法第二百八十条ノ十八第一項及び第二項中、「株主」とあるのは「優先出資社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

ル場合又は発行済株式」とあるのは「発行済優先出資」と、「第二百二十六条第一項但書若八第二百二十六条ノ二第三項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第四十九条第一項ニ於テ準用スル第二百二十六条ノ二第三項」と、「株券ガ」とあるのは「優先出資証券ガ」と、「場合二」とあるのは「場合ニシテ且単位未滿優先出資ノ全部ニ付同法第四十八条の四の二第一項本文ノ規定ニ依ル単位未滿優先出資証券ノ発行ノ請求ナキトキ又八同項但書ノ規定ニ依リ単位未滿優先出資証券ガ発行セラレザルトキニ」と、同法第二百八十条ノ十八第一項及び第二項中「株主」とあるのは「優先出資社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2・3 (略)

(優先出資証券等が発行されていない特定目的会社に係る特例)

第四十九条の二 発行済優先出資の全部について前条第一項において準用する商法第二百二十六条ノ二第三項の規定により優先出資証券が発行されていない場合であつて、かつ、単位未滿優先出資の全部について第四十八条の四の二第一項本文の規定による単位未滿優先出資証券の発行の請求がないとき又は同項ただし書の規定により単位未滿優先出資証券が発行されていないときは、第四十八条の二第一項において準用する同法第二百十五条第一項及び第二項並びに第二百二十条第四項、前条第一項において準用する同法第二百十五条、第二百十六条、第二百二十条第四項及び第二百八十条ノ十七第

2・3 (略)

(新設)

二項、前条第三項において準用する同法第二百二十条第四項並びに
第一百八条の十第一項において準用する同法第二百五条、第二
百十六條及び第二百二十条第四項の規定は、適用しない。

2 発行済優先出資の全部について前条第一項において準用する商法
第二百二十六条ノ二第三項の規定により優先出資証券が発行されて
いない場合には、前条第一項及び第一百八条の十第一項において準
用する同法第二百十四条第三項の規定は、適用しない。

3 第一項に規定する場合には、第四十四条第三項において準用する
商法第二百二十四条ノ三第三項、第四十八条の二第二項において準
用する同法第二百十三条第四項、第四十八条の五において準用する
同法第二百二十条ノ四第二項において準用する同法第二百二十四条
ノ三第三項、前条第一項において準用する同法第二百五条ノ二及
び第二百八十条ノ七第三項又は第一百八条の十第一項において準
用する同法第二百五十五条ノ二の公告に代えて、公告すべき事項を優
先出資社員、単位未済優先出資社員及び転換特定社債又は新優先出
資の引受権を有する者に通知することができる。

(優先出資社員の書面による議決権の行使等)

第五十九条 (略)

2 商法特例法第二十一条の三第二項から第六項まで(書面による議
決権の行使)の規定は前項の書面による議決権の行使について、商
法第二百三十九条ノ四(議決権の不統一行使)の規定は優先出資社
員の議決権の行使について、それぞれ準用する。この場合において

(優先出資社員の書面による議決権の行使等)

第五十九条 (略)

2 商法特例法第二十一条の三第二項から第六項まで(書面による議
決権の行使)の規定は前項の書面による議決権の行使について、商
法第二百三十九条ノ四(議決権の不統一行使)の規定は優先出資社
員の議決権の行使について、それぞれ準用する。この場合において

、商法特例法第二十一条の三第二項中「前項の大会社にあつては」とあるのは「特定目的会社は」と、「株主総会」とあるのは「資産の流動化に関する法律第五十三条第一項の社員総会」と、「株主が」とあるのは「優先出資社員が」と、同条第三項中「株主総会」とあるのは「資産の流動化に関する法律第五十三条第一項の社員総会」と、同条第四項中「株主」とあるのは「社員」と、同条第五項中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同条第六項において準用する商法第二百三十九条第六項中「総会」とあるのは「資産の流動化に関する法律第五十三条第一項の社員総会」と、同条第七項（第二号を除く。）中「株主」とあるのは「社員」と、商法第二百三十九条ノ四第二項において準用する同法第二百四条ノ二第三項中「株主総会」とあるのは「社員総会」と、「定時総会」とあるのは「定時社員総会」と、同法第二百三十九条ノ四第三項中「株式」とあるのは「優先出資」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（商法の準用）

第六十二条 商法第二百三十三条（招集地）、第二百三十六條（招集手続の省略）、第二百三十七条ノ三から第二百三十八条まで（取締役等の説明義務、総会の議長及び検査役の選任）、第二百三十九条第二項から第七項まで（代理人による議決権行使）、第二百四十三条（延期及び続行の決議）及び第二百四十四条（総会の議事録）の規定は特定目的会社の社員総会について、同法第二百四十七条から

、商法特例法第二十一条の三第二項中「前項の会社にあつては」とあるのは「特定目的会社は」と、「株主総会」とあるのは「資産の流動化に関する法律第五十三条第一項の社員総会」と、「株主が」とあるのは「優先出資社員が」と、同条第三項中「株主総会」とあるのは「資産の流動化に関する法律第五十三条第一項の社員総会」と、同条第四項中「株主」とあるのは「社員」と、同条第五項中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同条第六項において準用する商法第二百三十九条第六項中「総会」とあるのは「資産の流動化に関する法律第五十三条第一項の社員総会」と、同条第七項（第二号を除く。）中「株主」とあるのは「社員」と、商法第二百三十九条ノ四第二項において準用する同法第二百四条ノ二第三項中「株主総会」とあるのは「社員総会」と、「定時総会」とあるのは「定時社員総会」と、同法第二百三十九条ノ四第三項中「株式」とあるのは「優先出資」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（商法の準用）

第六十二条 商法第二百三十三条（招集地）、第二百三十六條（招集手続の省略）、第二百三十七条ノ三から第二百三十八条まで（取締役等の説明義務、総会の議長及び検査役の選任）、第二百三十九条第二項から第七項まで（代理人による議決権行使）、第二百四十三条（延期及び続行の決議）及び第二百四十四条（総会の議事録）の規定は特定目的会社の社員総会について、同法第二百四十七条から

第二百五十一条まで（決議取消しの訴え）の規定は社員総会の決議の取消しについて、同法第二百五十二条（決議不存在及び無効確認の訴え）の規定は社員総会の決議の不存在又は無効の確認について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百三十六条中、「総会八」とあるのは「社員総会（資産の流動化に関する法律第一百八条の三第一項二規定スル計画変更決議ヲ為ス社員総会ヲ除ク）八」と、「株主」とあるのは「社員」と、同法第二百三十七条ノ三第一項及び第二項中「株主」とあるのは「社員」と、同条第三項において準用する同法第二百四条ノ二第二項及び第三項中「株主」とあるのは「社員」と、同項中「定時総会」とあるのは「定時社員総会」と、同法第二百三十九条第二項、第五項及び第七項中「株主」とあるのは「社員」と、同条第三項において準用する同法第二百二十二条ノ五第三項中「株式ノ転換ヲ請求スル者」とあるのは「社員又ハ代理人」と、同法第二百三十九条第三項において準用する同法第二百四条ノ二第三項中「株主」とあるのは「社員」と、「定時総会」とあるのは「定時社員総会」と、同法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「資産の流動化に関する法律第五十二条及第五十三条」と、同法第二百四十四条第四項において準用する同法第三十三条ノ二中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第二百四十四条第六項において準用する同法第二百六十三条第三項中「株主及」とあるのは「社員及」と、同項第二号中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第二百四十四条第六項中「前項二掲グルモノニ、同条第七項ノ規定ハ子会社ノ前項二掲グルモノ（子会社

第二百五十一条まで（決議取消しの訴え）の規定は社員総会の決議の取消しについて、同法第二百五十二条（決議不存在及び無効確認の訴え）の規定は社員総会の決議の不存在又は無効の確認について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百三十六条中、「総会八」とあるのは「社員総会（資産の流動化に関する法律第一百八条の三第一項二規定スル計画変更決議ヲ為ス社員総会ヲ除ク）八」と、「株主」とあるのは「社員」と、同法第二百三十七条ノ三第一項及び第二項中「株主」とあるのは「社員」と、同条第三項において準用する同法第二百四条ノ二第二項及び第三項中「株主」とあるのは「社員」と、同項中「定時総会」とあるのは「定時社員総会」と、同法第二百三十九条第二項、第五項及び第七項中「株主」とあるのは「社員」と、同条第三項において準用する同法第二百二十二条ノ五第三項中「株式ノ転換ヲ請求スル者」とあるのは「社員又ハ代理人」と、同法第二百三十九条第三項において準用する同法第二百四条ノ二第三項中「株主」とあるのは「社員」と、「定時総会」とあるのは「定時社員総会」と、同法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「資産の流動化に関する法律第五十二条及第五十三条」と、同法第二百四十四条第四項において準用する同法第三十三条ノ二中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第二百四十四条第六項において準用する同法第二百六十三条第三項中「株主及」とあるのは「社員及」と、同項第二号中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第二百四十四条第六項中「前項二掲グルモノニ、同条第六項ノ規定ハ子会社ノ前項二掲グルモノ（子会社

ガ有限会社ナルトキハ有限会社法第四十一条ニ於テ準用スル同項二掲グルモノ」とあるのは「前項二掲グル資料」と、同法第二百四十七條第一項及び第二百四十九條第一項中「株主」とあるのは「社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(会計監査人による監査を要しない場合の計算書類等の監査)

第九十七條 (略)

2 (略)

3 第九十三條第三項及び第四項の規定は、第八十五條第一項各号に掲げる資料及び前項の附属明細書の提出について準用する。この場合において、第九十三條第四項中「監査役又は会計監査人」とあるのは、「監査役」と読み替えるものとする。

4 6 (略)

(社員の帳簿閲覧権)

第四百四條 (略)

2 (略)

3 第二十九條第四項及び第五項の規定は前項の書面による請求について、商法第二百九十三條ノ七(閲覧請求を拒むことができる場合)の規定は第一項に規定する社員から同項の請求があつた場合について、それぞれ準用する。この場合において、第二十九條第四項及び第五項中「特定社員」とあるのは「第四百四條第一項の特定社員又

ガ有限会社ナルトキハ有限会社法第四十一条ニ於テ準用スル同項二掲グルモノ」とあるのは「前項二掲グル資料」と、同法第二百四十七條第一項及び第二百四十九條第一項中「株主」とあるのは「社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(会計監査人による監査を要しない場合の計算書類等の監査)

第九十七條 (略)

2 (略)

3 第九十三條第三項及び第四項の規定は、第八十五條第一項各号に掲げる資料及び前項の附属明細書の提出について準用する。この場合において、同條第四項中「監査役又は会計監査人」とあるのは、「監査役」と読み替えるものとする。

4 6 (略)

(社員の帳簿閲覧権)

第四百四條 (略)

2 (略)

3 第二十九條第四項及び第五項の規定は前項の書面による請求について、商法第二百九十三條ノ七(閲覧請求を拒むことができる場合)の規定は、第一項に規定する社員から同項の請求があつた場合について、それぞれ準用する。この場合において、第二十九條第四項及び第五項中「特定社員」とあるのは「第四百四條第一項の特定社員

は優先出資社員」と、同法第二百九十三条ノ七第一号、第三号及び第四号中「株主」とあるのは「社員」と、同条第二号中「株主ガ会社ト競業ヲ為ス者」とあるのは「社員ガ特定目的会社ト競業ヲ為ス者」と、「会社ト競業ヲ為ス会社」とあるのは「特定目的会社ト競業ヲ為ス者」と、「会社ト競業ヲ為ス者」とあるのは「特定目的会社ト競業ヲ為ス者」と、「会社ノ株式」とあるのは「特定目的会社ノ特定持分若八優先出資」と、同条第三号中「其ノ会社若八他ノ会社」とあるのは「其ノ特定目的会社若八他ノ特定目的会社若八会社」と、同条第三号及び第四号中「前条第一項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第百四条第一項」と読み替えるものとする。

(特定社債募集の方法)

第百十条 (略)

2~5 (略)

6 第三十八条第三項、第三十九条第三項並びに商法第百七十八条及び第百八十九条(払込取扱機関の変更及び保管証明)の規定は特定社債の払込みを取り扱う銀行又は信託会社について、第三十八条第四項及び第五項の規定は特定社債申込証の用紙の交付について、同条第六項及び第七項の規定は特定社債申込証の作成について、同条第九項の規定は特定社債の応募者から資産流動化計画の謄本又は抄本の交付の求めがあつた場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項、第四項及び第六項中「優先出資」とある

又は優先出資社員」と、同法第二百九十三条ノ七第一号、第三号及び第四号中「株主」とあるのは「社員」と、同条第二号中「会社ト競業ヲ為ス者」とあるのは「特定目的会社ト競業ヲ為ス者」と、「会社ト競業ヲ為ス会社」とあるのは「特定目的会社ト競業ヲ為ス者」と、「会社ト競業ヲ為ス者」とあるのは「特定目的会社ト競業ヲ為ス者」と、「会社ノ株式」とあるのは「特定目的会社ノ特定持分若八優先出資」と、同条第三号中「其ノ会社若八他ノ会社」とあるのは「其ノ特定目的会社若八他ノ特定目的会社若八会社」と、同条第三号及び第四号中「前条第一項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第百四条第一項」と読み替えるものとする。

(特定社債募集の方法)

第百十条 (略)

2~5 (略)

6 第三十八条第三項、第三十九条第三項並びに商法第百七十八条及び第百八十九条(払込取扱機関の変更及び保管証明)の規定は特定社債の払込みを取り扱う銀行又は信託会社について、第三十八条第四項及び第五項の規定は特定社債申込証の用紙の交付について、同条第六項及び第七項の規定は特定社債申込証の作成について、同条第九項の規定は特定社債の応募者から資産流動化計画の謄本又は抄本の交付の求めがあつた場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項、第四項及び第六項中「優先出資」とある

のは「特定社債」と、同条第九項中「前項」とあるのは「第一百十条第五項」と、同法第八十九条中「発起人又八取締役」とあるのは「取締役」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(特定社債に関する商法等の準用等)

第一百十二条 商法第二百三条(株式の共有)の規定は特定社債が二以上の者の共有に属する場合について、同法第二百二十四条第一項から第三項まで(株主名簿の効力)の規定は特定社債の応募者又は特定社債権者に対する通知及び催告について、同法第二百八十条ノ三十四ノ二(除権決定による再発行)、第二百九十八条から第三百条まで(既存社債に未払込みがある場合の制限、各社債の金額及び割増償還の制限)、第三百二条(総額引受けの方法)、第三百三条(社債の払込み)、第三百六条から第三百八条まで(債券の発行、記名社債の移転及び記名式と無記名式との間の転換)、第三百十五条から第三百十七条まで(利札が欠けた場合の特則、社債元利金請求権の時効及び社債原簿の記載事項)及び第三百十九条から第三百四十一条まで(社債権者集会)並びに商法中改正法律施行法(昭和十三年法律第七十三号)第六十一条(社債権者集会に関する公告の方法)の規定は特定目的会社が特定社債を発行する場合における特定社債、特定社債権者、特定社債券、特定社債管理会社、特定社債原簿若しくは特定社債権者集会について、民法第三百六十五条(記名社債質の對抗要件)の規定は記名の特定社債について、それぞれ準

のは「特定社債」と、同条第九項中「前項」とあるのは「第一百十条第五項」と、同法第八十九条中「発起人又八取締役」とあるのは「取締役」と、同項中「前項」とあるのは「第一百十条第五項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(特定社債に関する商法等の準用等)

第一百十二条 商法第二百三条(株式の共有)の規定は特定社債が二以上の者の共有に属する場合について、同法第二百二十四条第一項から第三項まで(株主名簿の効力)の規定は特定社債の応募者又は特定社債権者に対する通知及び催告について、同法第二百八十条ノ三十四ノ二、第二百九十八条から第三百条まで(既存社債に未払込みがある場合の制限、各社債の金額及び割増償還の制限)、第三百二条(総額引受けの方法)、第三百三条(社債の払込み)、第三百六条から第三百八条まで(債券の発行、記名社債の移転及び記名式と無記名式との間の転換)、第三百十五条から第三百十七条まで(利札が欠けた場合の特則、社債元利金請求権の時効及び社債原簿の記載事項)及び第三百十九条から第三百四十一条まで(社債権者集会)並びに商法中改正法律施行法(昭和十三年法律第七十三号)第六十一条(社債権者集会に関する公告の方法)の規定は特定目的会社が特定社債を発行する場合における特定社債、特定社債権者、特定社債券、特定社債管理会社、特定社債原簿若しくは特定社債権者集会について、民法第三百六十五条(記名社債質の對抗要件)の規定は記名の特定社債について、それぞれ準用する。この場合において

用する。この場合において、商法第二百三条第二項及び第三項中「株主」とあるのは「特定社債権者」と、同法第二百二十四条第一項中「株主名簿」とあるのは「特定社債原簿」と、同法第三百二条中「前条」とあるのは「資産の流動化に関する法律第百十条」と、同法第三百六条第二項中「第三百一条第二項第一号乃至第六号、第九号及第十号」とあるのは「資産の流動化に関する法律第百十条第二項第一号、第三号乃至第八号及第十二号」と、同法第三百七条第二項第三号中「第三百一条第二項第一号乃至第七号及第九号」とあるのは「資産の流動化に関する法律第百十条第二項第一号、第三号乃至第八号及第十号」と、同法第三百七条第二項において準用する同法第三十三条ノ二中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第三百十九条中「本法二」とあるのは「本法又八資産流動化計画二」と、同法第三百二十条第四項において準用する同法第二百四条ノ二第三項中「定時総会」とあるのは「定時社員総会」と、同法第三百二十九条第四項において準用する同法第三十三条ノ二中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2・3 (略)

(転換特定社債の発行)

第百十三条の二 (略)

2・3 (略)

4 第三十八条の二第三項及び第四項並びに商法第二百八十条ノ二第

、商法第二百三条第二項及び第三項中「株主」とあるのは「特定社債権者」と、同法第二百二十四条第一項中「株主名簿」とあるのは「特定社債原簿」と、同法第三百二条中「前条」とあるのは「資産の流動化に関する法律第百十条」と、同法第三百六条第二項中「第三百一条第二項第一号乃至第六号、第九号及第十号」とあるのは「資産の流動化に関する法律第百十条第二項第一号、第三号乃至第八号及第十二号」と、同法第三百七条第一項第三号中「第三百一条第二項第一号乃至第七号及第九号」とあるのは「資産の流動化に関する法律第百十条第二項第一号、第三号乃至第八号及第十号」と、同法第三百七条第一項において準用する同法第三十三条ノ二中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第三百十九条中「本法二」とあるのは「本法又八資産流動化計画二」と、同法第三百二十条第四項において準用する同法第二百四条ノ二第三項中「定時総会」とあるのは「定時社員総会」と、同法第三百二十九条第四項において準用する同法第三十三条ノ二中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2・3 (略)

(転換特定社債の発行)

第百十三条の二 (略)

2・3 (略)

4 第三十八条の二第三項及び第四項並びに商法第二百八十条ノ二第

二項後段及び第三項の規定は、第二項の決議について準用する。この場合において、同法第二百八十条ノ二第二項後段中「株主総会」とあるのは「社員総会」と、「株主以外」とあるのは「優先出資社員以外」と、「新株」とあるのは「転換特定社債」と、同条第三項中「第二百三十二条」とあるのは「資産の流動化に関する法律第五十三条第一項又八第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(基準日後に転換により発行された優先出資の議決権)

第百十三条の二の六

(削る)

特定目的会社が、社員総会において議決権を行使することのできる優先出資社員を定めるため第四十四条第三項において準用する商法第二百二十四条ノ三第一項の規定により一定の日を定めているときは、その日以後の転換の請求によって発行された優先出資については、優先出資社員は、当該優先出資については、議決権を有しない。

(商法等の準用)

第百十三条の三 商法第二百八条、第二百二十二条ノ三、第二百二十

二項後段及び第三項の規定は、前項の決議について準用する。この場合において、同法第二百八十条ノ二第二項後段中「株主総会」とあるのは「社員総会」と、「株主以外」とあるのは「優先出資社員以外」と、「新株」とあるのは「転換特定社債」と、同条第三項中「第二百三十二条」とあるのは「資産の流動化に関する法律第五十三条第一項又八第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(閉鎖期間中・基準日後に転換により発行された優先出資の議決権)

第百十三条の二の六

1 第四十四条第三項において準用する商法第二百二十四条ノ三第一項の期間内の転換の請求によって発行された優先出資については、優先出資社員は、当該期間内は、議決権を有しない。

2 特定目的会社が、社員総会において議決権を行使することのできる優先出資社員を定めるため第四十四条第三項において準用する商法第二百二十四条ノ三第一項の規定により一定の日を定めているときは、その日以後の転換の請求によって発行された優先出資については、優先出資社員は、当該優先出資については、議決権を有しない。

(商法等の準用)

第百十三条の三 商法第二百八条、第二百二十二条ノ三、第二百二十

二条ノ六、第二百二十二条ノ七、第二百八十条ノ十及び第二百八十条ノ十一（同法第二百六十八条第八項を準用する部分を除く。）（質権の効力、転換によって発行する株式の発行価額、転換の効力の発生、転換の登記、発行の差止め、不公正な価額で引き受けた者の責任）並びに第七十五条第三項の規定は、転換特定社債について準用する。この場合において、同法第二百八条中「消却、併合、分割、転換又八買取」とあるのは「転換」と、同法第二百二十二条ノ三中「前条第一項ノ規定ニ依リ株主ガ他ノ種類ノ株式ニ転換スルコトヲ請求シ得ベキ株式（以下転換予約権付株式ト称ス）」とあるのは「転換特定社債」と、同法第二百二十二条ノ六中「定款又八取締役会ノ決議」とあるのは「定款」と、同法第二百八十条ノ十中「法令若八定款」とあるのは「法令、資産流動化計画若八定款」と、「株主」とあるのは「社員」と、同法第二百八十条ノ十一第二項において準用する同法第二百六十七条第一項中「六月前ヨリ引続キ株式ヲ有スル株主」とあるのは「特定社員又八六月前ヨリ引続キ優先出資ヲ有スル優先出資社員」と、同条第三項、第四項及び第六項中「株主」とあるのは「社員」と、同法第二百八十条ノ十一第二項において準用する同法第二百六十八条第二項から第四項まで及び第七項、第二百六十八条ノ二並びに第二百六十八条ノ三第一項中「株主」とあるのは「社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（新優先出資の引受権の行使）

二条ノ六第一項、第二百二十二条ノ七、第二百八十条ノ十及び第二百八十条ノ十一（同法第二百六十八条第八項を準用する部分を除く。）（質権の効力、転換によって発行する株式の発行価額、転換の効力の発生、転換の登記、発行の差止め、不公正な価額で引き受けた者の責任）並びに第七十五条第三項の規定は、転換特定社債について準用する。この場合において、同法第二百八条中「消却、併合、分割、転換又八買取」とあるのは「転換」と、同法第二百二十二条ノ三中「前条第一項ノ規定ニ依リ株主ガ他ノ種類ノ株式ニ転換スルコトヲ請求シ得ベキ株式（以下転換予約権付株式ト称ス）」とあるのは「転換特定社債」と、同法第二百二十二条ノ六中「定款又八取締役会ノ決議」とあるのは「定款」と、同法第二百八十条ノ十中「法令若八定款」とあるのは「法令、資産流動化計画若八定款」と、「株主」とあるのは「社員」と、同法第二百八十条ノ十一第二項において準用する同法第二百六十七条第一項中「六月前ヨリ引続キ株式ヲ有スル株主」とあるのは「特定社員又八六月前ヨリ引続キ優先出資ヲ有スル優先出資社員」と、同条第三項、第四項及び第六項中「株主」とあるのは「社員」と、同法第二百八十条ノ十一第二項において準用する同法第二百六十八条第二項から第四項まで及び第七項、第二百六十八条ノ二並びに第二百六十八条ノ三第一項中「株主」とあるのは「社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（新優先出資の引受権の行使）

第百十三條の四の七 (略)

2 新優先出資の引受権を行使する者は、前項の請求書に、新優先出資の引受権の行使によって発行される優先出資の発行価額及び住所を記載し、これに署名しなければならない。

3 第百十三條の二の五第三項、第二十九條第五項及び第十八條第五項の規定は第一項の請求書の提出について、第百十三條の二の五第五項の規定は第一項の新優先出資引受権証券又は新優先出資引受権付特定社債券について、それぞれ準用する。この場合において、第百十三條の二の五第三項中「転換を請求する者」とあるのは「新優先出資の引受権を行使する者」と、第二十九條第五項中「特定社員」とあるのは「新優先出資の引受権を行使する者」と、「第五十二條第二項（第五十三條第四項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第百十三條第一項において準用する商法第三百三十九條において準用する同法第二百三十二條第二項」と、第十八條第五項中「定款」とあるのは「請求書」と、第百十三條の二の五第五項中「転換特定社債券」とあるのは「新優先出資引受権証券又は新優先出資引受権付特定社債券」と読み替えるものとする。

4・5 (略)

(特定資本の増加)

第百十六條 (略)

2 (略)

3 有限会社法第五十二條（出資引受けの方法）及び第五十二條ノ二

第百十三條の四の七 (略)

2 新優先出資の引受権を行使する者は、前項の請求書に、新優先出資の引受権の行使によって発行される優先出資の口数及び住所を記載し、これに署名しなければならない。

3 第百十三條の二の五第三項、第二十九條第五項及び第十八條第五項の規定は第一項の請求書の提出について、第百十三條の二の五第五項の規定は第一項の新優先出資引受権証券又は新優先出資引受権付特定社債券について、それぞれ準用する。この場合において、第百十三條の二の五第三項中「転換を請求する者」とあるのは「新優先出資の引受権を行使する者」と、「転換特定社債券」とあるのは「新優先出資引受権証券又は新優先出資引受権付特定社債券」と、第二十九條第五項中「特定社員」とあるのは「新優先出資の引受権を行使する者」と、「第五十二條第二項（第五十三條第四項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第百十三條第一項において準用する商法第三百三十九條において準用する同法第二百三十二條第一項」と、第十八條第五項中「定款」とあるのは「請求書」と読み替えるものとする。

4・5 (略)

(特定資本の増加)

第百十六條 (略)

2 (略)

3 有限会社法第五十二條（出資引受けの方法）及び第五十二條ノ二

(出資引受人の権利)の規定は特定資本の増加の場合における特定出資の引受けについて、同法第五十二条ノ三第一項並びに商法第七百七十三条第二項(第一号及び第二号を除く。)及び第三項(第二号を除く。)、第二百四十六条第四項並びに第二百八十条ノ八第三項から第五項まで(現物出資の調査等)の規定は特定資本の増加の場合の現物出資の調査について、有限会社法第五十三条(資本増加の登記)及び第五十三条ノ二(資本増加の効力発生)の規定は特定資本の増加の登記について、同法第五十四条(社員等の財産価格てん補責任)及び第五十五条(取締役の引受担保責任及び払込担保責任)の規定は特定資本の増加の場合の特定社員及び取締役の責任について、同法第五十五条ノ二の規定はこの項において準用する商法第七百七十三条第二項第三号の証明又は鑑定評価をした者の責任について、有限会社法第五十六条(資本増加無効の訴え)の規定は特定資本の増加の無効の訴えについて、同法第十二条(出資の払込み及び給付並びに払込取扱機関の証明)の規定並びに第二十七条第二項及び第六十一条第一項の規定は特定資本の増加の場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第五十二条第二項において準用する商法第七十五条第八項において準用する同法第三十三条ノ二第二項中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、有限会社法第五十二条ノ二中「社員」とあるのは「特定社員」と、同法第五十二条ノ三第一項中「第四十九条第一号」とあるのは「資産の流動化に関する法律第十六条第一項第一号」と、「出資総口数」とあるのは「特定出資総口数」と、「資本」とあるのは「特定資本」と、

(出資引受人の権利)の規定は特定資本の増加の場合における特定出資の引受けについて、同法第五十二条ノ三第一項並びに商法第七百七十三条第二項(第一号及び第二号を除く。)及び第三項(第二号を除く。)、第二百四十六条第四項並びに第二百八十条ノ八第三項から第五項まで(現物出資の調査等)の規定は特定資本の増加の場合の現物出資の調査について、有限会社法第五十三条(資本増加の登記)及び第五十三条ノ二(資本増加の効力発生)の規定は特定資本の増加の登記について、同法第五十四条(社員等の財産価格てん補責任)及び第五十五条(取締役の引受担保責任及び払込担保責任)の規定は特定資本の増加の場合の特定社員及び取締役の責任について、同法第五十五条ノ二の規定はこの項において準用する商法第七百七十三条第二項第三号の証明又は鑑定評価をした者の責任について、同法第五十六条(資本増加無効の訴え)の規定は特定資本の増加の無効の訴えについて、同法第十二条(出資の払込み及び給付並びに払込取扱機関の証明)の規定並びに第二十七条第二項及び第六十一条第一項の規定は特定資本の増加の場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第五十二条第二項において準用する商法第七十五条第八項において準用する同法第三十三条ノ二第二項中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、有限会社法第五十二条ノ二中「社員」とあるのは「特定社員」と、同法第五十二条ノ三第一項中「第四十九条第一号」とあるのは「資産の流動化に関する法律第十六条第一項第一号」と、「出資総口数」とあるのは「特定出資総口数」と、「資本」とあるのは「特定資本」と、商法第

商法第七十三条第二項第三号中「第六十八条第一項第五号又第八第六号」とあるのは「資産の流動化に関する法律第百十六条第一項第一号又八第二号」と、「同項第五号又八第六号」とあるのは「同項第一号又八第二号」と、同法第二百八十条ノ八第三項及び第五項中「第一項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第百十六条第三項ニ於テ準用スル有限会社法第五十二条ノ三第一項」と、有限会社法第五十三条中「出資全額」とあるのは「特定出資全額」と、同法第五十四条第一項及び第二項中「第四十九条第一号又八第二号」とあるのは「資産の流動化に関する法律第百十六条第一項第一号又八第二号」と、「総会」とあるのは「社員総会」と、同条第三項中「第三十条ノ二第二項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第七十三条第二項」と、同条第四項中「第四十九条第一号」とあるのは「資産の流動化に関する法律第百十六条第一項第一号」と、同条第五項中「第十六条」とあるのは「資産の流動化に関する法律第七十三条第三項」と、同法第五十五条第一項中「出資」とあるのは「特定出資」と、同条第二項中「出資全額」とあるのは「特定出資全額」と、「未済ナル出資」とあるのは「未済ナル特定出資」と、同条第三項中「第十六条」とあるのは「資産の流動化に関する法律第七十三条第三項」と、同法第五十五条ノ二第一項において準用する同法第五十四条第一項中「第四十九条第一号又八第二号」とあるのは「資産の流動化に関する法律第百十六条第一項第一号又八第二号」と、「資本」とあるのは「特定資本」と、同法第五十五条ノ二第二項中「第十六条」とあるのは「資産の流動化に関する法律第七十

百七十三条第二項第三号中「第六十八条第一項第五号又八第六号」とあるのは「資産の流動化に関する法律第百十六条第一項第一号又八第二号」と、「同項第五号又八第六号」とあるのは「同項第一号又八第二号」と、同法第二百八十条ノ八第三項及び第五項中「第一項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第百十六条第三項ニ於テ準用スル有限会社法第五十二条ノ三第一項」と、有限会社法第五十三条中「出資全額」とあるのは「特定出資全額」と、同法第五十四条第一項及び第二項中「第四十九条第一号又八第二号」とあるのは「資産の流動化に関する法律第百十六条第一項第一号又八第二号」と、「総会」とあるのは「社員総会」と、同条第三項中「第三十条ノ二第二項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第七十三条第二項」と、同条第四項中「第四十九条第一号」とあるのは「資産の流動化に関する法律第百十六条第一項第一号」と、同条第五項中「第十六条」とあるのは「資産の流動化に関する法律第七十三条第三項」と、同法第五十五条第一項中「出資」とあるのは「特定出資」と、同条第二項中「出資全額」とあるのは「特定出資全額」と、「未済ナル出資」とあるのは「未済ナル特定出資」と、同条第三項中「第十六条」とあるのは「資産の流動化に関する法律第七十三条第三項」と、同法第五十五条ノ二第一項において準用する同法第五十四条第一項中「第四十九条第一号又八第二号」とあるのは「資産の流動化に関する法律第百十六条第一項第一号又八第二号」と、「資本」とあるのは「特定資本」と、同法第五十五条ノ二第二項中「第十六条」とあるのは「資産の流動化に関する法律第七十三条第

三条第三項」と、同法第五十六条第二項中「社員」とあるのは「特定社員若八優先出資社員」と、同法第十二条第一項中「社員」とあるのは「特定社員」と、「出資全額」とあるのは「特定出資全額」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(商法等の準用等)

第一百八条の十 第四十九条第二項及び第三項、商法第二百四十四条第三項(株券提出の省略)、第二百十五条から第二百十六条まで(株式併合の手続及び新株券の交付)並びに第二百二十条第一項、第二項前段及び第四項(一株に満たない端数に関する処理)の規定は前二条の規定による優先資本の減少を行う場合の優先出資の併合について、同法第三百八十条(資本減少無効の訴え)の規定は前二条の規定による優先資本の減少の無効の訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百四十四条第三項中「第一項ノ決議」とあるのは「優先出資併合ノ決議又ハ決定」と、同法第二百四十五条ノ二中「株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アル場合又ハ発行済株式」とあるのは「発行済優先出資」と、「第二百二十六条第一項但書若八第二百二十六条ノ二第三項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第四十九条第一項ニ於テ準用スル第二百二十六条ノ二第三項」と、「株券ガ」とあるのは「優先出資証券ガ」と、「場合二」とあるのは「場合ニシテ且単位未満優先出資ノ全部ニ付同法第四十八条の四の二第一項本文ノ規定ニ依ル単位未満優先出資証券ノ発行ノ

三項」と、同法第五十六条第二項中「社員」とあるのは「特定社員若八優先出資社員」と、同法第十二条第一項中「社員」とあるのは「特定社員」と、「出資全額」とあるのは「特定出資全額」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(商法等の準用等)

第一百八条の十 第四十九条第二項及び第三項、商法第二百四十四条第三項(株券提出の省略)、第二百十五条(株式併合の手続)、第二百十六条(新株券の交付)並びに第二百二十条第一項、第二項前段及び第四項(一株に満たない端数に関する処理)の規定は前二条の規定による優先資本の減少を行う場合の優先出資の併合について、同法第三百八十条(資本減少無効の訴え)の規定は前二条の規定による優先資本の減少の無効の訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百四十四条第三項中「第一項ノ決議」とあるのは「優先出資併合ノ決議又ハ決定」と、同法第二百四十四条第一項中「端株原簿」とあるのは「資産の流動化に関する法律第四十八条の三ノ規定ニ依リ単位未満優先出資原簿」と、同法第三百八十条第二項及び同条第三項において準用する同法第二百四十九条第一項中「株主」とあるのは「社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

請求ナキトキ又八同項但書ノ規定ニ依リ単位未滿優先出資証券ガ発行セラレザルトキニ」と、同法第二百二十条第一項中「端株原簿」とあるのは「資産の流動化に関する法律第四十八条の三ノ規定ニ依リ単位未滿優先出資原簿」と、同法第三百八十条第二項及び同条第三項において準用する同法第二百四十九条第一項中「株主」とあるのは「社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 前項において準用する商法第二百十五条第一項の期間満了の時又は前項において準用する同法第二百十五条ノ二の一定の日に第一百八条の八第三項又は前条第三項において準用する同法第二百七十六条第一項及び第二項の手續が未だ終了していないときは、その終了の時に於て優先出資の併合の効力を生じる。

(優先出資の消却又は併合による変更の登記)

第三百三十七条の四 優先出資の消却又は併合による変更の登記の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 第四十八条の二第一項又は第四十九条第一項において準用する商法第二百十五条第一項の規定による公告（発行済優先出資の全部について第四十九条第一項において準用する同法第二百二十六条ノ二第三項の規定により優先出資証券が発行されておらず、かつ、単位未滿優先出資の全部について第四十八条の四の二第一項本文の規定による単位未滿優先出資証券の発行の請求を受けていない、又は同項ただし書の規定により単位未滿優先出資証券が発

2 前項において準用する商法第二百十五条第一項の期間満了の時に第一百八条の八第三項又は前条第三項において準用する同法第二百七十六条第一項及び第二項の手續が未だ終了していないときは、その終了の時に於て優先出資の併合の効力を生じる。

(優先出資の消却又は併合による変更の登記)

第三百三十七条の四 優先出資の消却又は併合による変更の登記の申請書には、第四十八条の二又は第四十九条において準用する商法第二百十五条第一項の規定による公告をしたことを証する書面を添付しなければならない。

行されていない特定目的会社にあつては、第四十八条の二第二項において準用する同法第二百三十三条第四項若しくは第四十九条第一項において準用する同法第二百十五條ノ二の規定による公告又は第四十九条の二第三項の規定による通知)をしたことを証する書面

二 前号に規定する特定目的会社にあつては、当該特定目的会社に該当することを証する書面

2 (略)

(権利者名簿の記載事項)

第七十五条 (略)

2 商法第二百二十四条第一項、第三項及び第四項、第二百二十四条ノ二並びに第二百二十四条ノ三(株主名簿の効力、所在不明の株主及び株主名簿の基準日)の規定は、受益証券の権利者について準用する。この場合において、同法第二百二十四条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、同条第四項中「株式申込人、株式引受人、質権者又八端株主」とあるのは「質権者」と、同法第二百二十四条ノ三第一項中「議決権ヲ行使シ又八配当ヲ受クベキ者其ノ他株主」とあるのは「受益証券ノ権利者」と、同条第三項中「定款」とあるのは「特定目的信託契約」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(受益権についての商法等の準用等)

2 (略)

(権利者名簿の記載事項)

第七十五条 (略)

2 商法第二百二十四条第一項、第三項及び第四項、第二百二十四条ノ二並びに第二百二十四条ノ三(株主名簿の効力、所在不明の株主並びに株主名簿の閉鎖及び基準日)の規定は、受益証券の権利者について準用する。この場合において、同法第二百二十四条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、同条第四項中「株式申込人、株式引受人、質権者又八端株主」とあるのは「質権者」と、同法第二百二十四条ノ三第一項中「議決権ヲ行使シ又八配当ヲ受クベキ者其ノ他株主」とあるのは「受益証券ノ権利者」と、同条第四項中「定款」とあるのは「特定目的信託契約」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(受益権についての商法等の準用等)

第七百七十八条 商法第二百三条第二項及び第三項（株式の共有）、第二百七条（株式の質入れ）、第二百八条（質権の効力）、第二百九条第一項及び第二項（株式の登録質）並びに第二百二十六条ノ二（株券の不所持制度）の規定は特定目的信託の受益権について、小切手法第二十一条（善意取得）の規定は受益証券について、それぞれ準用する。この場合において、商法第二百八条中「分割、転換又八買取」とあるのは「分割又八買取」と、同法第二百九条第一項中「記載シタルトキ（株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アルトキ八質権者ノ氏名及住所ヲ株主名簿ニ記載又ハ記録シタルトキ）」とあるのは「記載シタルトキ」と、「利益若ハ利息ノ配当、残余財産ノ分配」とあるのは「元本ノ償還、利益ノ配当」と、同法第二百二十六条ノ二第一項中「定款」とあるのは「特定目的信託契約」と、小切手法第二十一条中「小切手ガ持参人払式」とあるのは「受益証券ガ無記名式」と、「裏書シ得ベキモノニシテ其ノ所持人ガ第十九条ノ規定ニ依リ権利ヲ証明スルトキ」とあるのは「記名式ノモノニシテ受益証券ニ其ノ所持人ノ氏名又ハ名称ノ記載アリタルトキ」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 (略)

(書面による議決権の行使)

第八百八十四条 (略)

2 商法特例法第二十一条の三第二項から第六項まで（書面による議決権の行使）の規定は、前項の書面による議決権の行使について準

第七百七十八条 商法第二百三条第二項及び第三項（株式の共有）、第二百七条（株式の質入れ）、第二百八条（質権の効力）、第二百九条第一項及び第二項（株式の登録質）並びに第二百二十六条ノ二（株券の不発行及び寄託制度）の規定は特定目的信託の受益権について、小切手法第二十一条（善意取得）の規定は受益証券について、それぞれ準用する。この場合において、商法第二百八条中「分割、転換又八買取」とあるのは「分割又八買取」と、同法第二百九条第一項中「利益若ハ利息ノ配当、残余財産ノ分配」とあるのは「元本ノ償還、利益ノ配当」と、同法第二百二十六条ノ二第一項中「定款」とあるのは「特定目的信託契約」と、小切手法第二十一条中「小切手ガ持参人払式」とあるのは「受益証券ガ無記名式」と、「裏書シ得ベキモノニシテ其ノ所持人ガ第十九条ノ規定ニ依リ権利ヲ証明スルトキ」とあるのは「記名式ノモノニシテ受益証券ニ其ノ所持人ノ氏名又ハ名称ノ記載アリタルトキ」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 (略)

(書面による議決権の行使)

第八百八十四条 (略)

2 商法特例法第二十一条の三第二項から第六項まで（書面による議決権の行使）の規定は、前項の書面による議決権の行使について準

用する。この場合において、同条第二項中「前項の大会社」とあるのは「特定目的信託」と、同条第三項中「第一項の大会社」とあるのは「権利者集会の招集者」と、同条第五項中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(反対者の買取請求権)

第二百十条 (略)

2・3 (略)

4 商法第二百四十五条ノ三第一項及び第三項から第六項まで(買取請求の手續)及び第二百四十五条ノ四(買取請求の失効)の規定は、第一項の受益権の買取りの請求について準用する。この場合において、同法第二百四十五条ノ三第一項中「株式ノ種類及数」とあるのは「受益権ノ種類及元本持分」と、同法第二百四十五条ノ四中「第二百四十五条第一項二掲グル行為」とあるのは「資産の流動化に関する法律第二百八条第一項(第一号ノ場合ニ限ル)ノ規定ニ依リ資産信託流動化計画ニ記載スル事項ニ係ル特定目的信託契約ノ変更」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(特定社債権者集会の代表者等の特別背任罪)

第二百四十一条 (略)

2 特定目的信託の代表権利者若しくは特定信託管理者又は第百八十

用する。この場合において、同条第二項中「前項の会社」とあるのは「特定目的信託」と、同条第三項中「第一項の会社」とあるのは「権利者集会の招集者」と、同条第五項中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(反対者の買取請求権)

第二百十条 (略)

2・3 (略)

4 商法第二百四十五条ノ三第一項及び第三項から第六項まで(買取請求の手續)及び第二百四十五条ノ四(買取請求の失効)の規定は、第一項の受益権の買取りの請求について準用する。この場合において、同法第二百四十五条ノ三第一項及び第三項から第六項まで第一項中「株式ノ種類及数」とあるのは「受益権ノ種類及元本持分」と、同法第二百四十五条ノ四中「第二百四十五条第一項二掲グル行為」とあるのは「資産の流動化に関する法律第二百八条第一項(第一号ノ場合ニ限ル)ノ規定ニ依リ資産信託流動化計画ニ記載スル事項ニ係ル特定目的信託契約ノ変更」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(特定社債権者集会の代表者等の特別背任罪)

第二百四十一条 (略)

2 特定目的信託の代表権利者若しくは特定目的信託管理者又は第百

五条第一項の規定に基づき権利者集会の決議により定められた者が、自己若しくは第三者の利益を図り、又は特定目的信託の受益証券の権利者に損害を与える目的で、その任務に背く行為をし、当該受益証券の権利者に財産上の損害を加えたときも、前項と同様とする。

3 (略)

(過料に処せられる行為)

第二百五十二条 特定目的会社の発起人、取締役、監査役、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、検査役、清算人、監査委員、名義書換代理人、特定社債管理会社、事務を承継すべき特定社債管理会社、特定社債権者集会の代表者若しくはその決議を執行する者、第二十四条第三項において準用する商法第六十七条ノ二の職務代行者、第三百十条第一項において準用する商法第二百二十三条第三項において準用する商法第六十七条ノ二の職務代行者、第七十八条、第八十四条第一項若しくは第三百十条第一項において準用する商法第二百五十八条第二項の職務代行者、支配人、特定目的信託の受託者、権利者集会の代表権利者若しくは特定信託管理者又は第八十五条第一項の規定に基づき権利者集会の決議により定められた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一十三 (略)

八十五条第一項の規定に基づき権利者集会の決議により定められた者が、自己若しくは第三者の利益を図り、又は特定目的信託の受益証券の権利者に損害を与える目的で、その任務に背く行為をし、当該受益証券の権利者に財産上の損害を加えたときも、前項と同様とする。

3 (略)

(過料に処せられる行為)

第二百五十二条 特定目的会社の発起人、取締役、監査役、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、検査役、清算人、監査委員、名義書換代理人、特定社債管理会社、事務を承継すべき特定社債管理会社、特定社債権者集会の代表者若しくはその決議を執行する者、第二十四条第三項において準用する商法第六十七条ノ二の職務代行者、第三百十条第一項において準用する商法第二百二十三条第三項において準用する商法第六十七条ノ二の職務代行者、第七十八条、第八十四条第一項若しくは第三百十条第一項において準用する商法第二百五十八条第二項の職務代行者、支配人、特定目的信託の受託者、権利者集会の代表権利者若しくは特定信託管理者又は第八十五条第一項の規定に基づき権利者集会の決議により定められた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一十三 (略)

十四 第四十九条又は第七十八条において準用する商法第二百一十六条ノ二第二項の規定に違反して優先出資社員名簿又は権利者名簿に記載又は記録をしないとき。

十五ノ三十六 (略)

2
(略)

十四 第四十九条又は第七十八条において準用する商法第二百一十六条ノ二第二項の規定に違反して優先出資社員名簿又は権利者名簿に記載又は記録をせず、かつ、優先出資証券又は受益証券を寄託しないとき。

十五ノ三十六 (略)

2
(略)

六 保険業法（平成七年法律第百五号）

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>（株主名簿の基準日） 第十一条 （削る）</p> <p>会社は、商法第二百二十四条ノ三第二項（基準日）（同法第二百二十条ノ四第二項（端株主）において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、定款の定めるところにより、定時総会の会日前四月を超えない期間内の一定の日において株主名簿（端株原簿を含む。）に記載され、又は記録されている株主（端株主を含む。）又は質権者をもって、定時総会において議決権を行使し、又は配当を受けるべき者とみなすことができる。</p> <p>（組織変更における株式の発行） 第九十二条の二（略）</p> <p>2 商法第百七十五条（第二項第一号、第三号、第五号、第七号及び第十一号を除く。）（株式の申込み）、第百七十六条（株式の割当て）、第百七十七条第二項及び第三項（株式の払込み）、第百七十</p> | <p>（株主名簿の閉鎖の期間等） 第十一条</p> <p>1 会社は、商法第二百二十四条ノ三第二項（株主名簿の閉鎖期間）の規定にかかわらず、定款の定めるところにより、毎決算期の翌日から四月を超えない期間、株主名簿の記載又は記録の変更を行わないことができる。</p> <p>2 会社は、商法第二百二十四条ノ三第三項（基準日）（同法第二百二十条ノ四第二項（端株主）において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、定款の定めるところにより、定時総会の会日前四月を超えない期間内の一定の日において株主名簿（端株原簿を含む。）に記載され、又は記録されている株主（端株主を含む。）又は質権者をもって、定時総会において議決権を行使し、又は配当を受けるべき者とみなすことができる。</p> <p>（組織変更における株式の発行） 第九十二条の二（略）</p> <p>2 商法第百七十五条（第二項第一号、第三号、第五号、第七号及び第十一号を除く。）（株式の申込み）、第百七十六条（株式の割当て）、第百七十七条第二項及び第三項（株式の払込み）、第百七十</p> |

八条（払込取扱機関の変更）、第百八十九条（払込取扱機関の証明）、第百九十条（権利株の譲渡）、第二百二十二条第一項、第二項、第四項、第七項及び第九項（数種の株式）、第二百二十二条ノ二（転換予約権付株式の発行）、第二百二十二条ノ八（強制転換条項付株式発行の手続）、第二百八十條ノ七（新株の払込み）、第二百八十條ノ九（株主となる時期）、第二百八十條ノ十二（引受けの無効又は取消しの制限）並びに第二百八十條ノ十三（取締役の引受担保責任）並びに非訟事件手続法第二百二十六条第一項（管轄裁判所）及び第三百三十二條ノ二（払込取扱機関変更の許可の申請）の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、商法第七十五條第二項（各号列記以外の部分に限る。）及び第四項から第七項まで並びに第七十六條中「発起人」とあるのは、「相互会社ノ取締役（委員会等設置相互会社ニ在リテハ執行役）」と、同法第七十五條第二項第八号中「第百六十八條ノ二」とあるのは、「保険業法第九十二條の二第一項」と、同項第九号中「各発起人ガ引受ケタル」とあるのは、「社員ニ割当テタル」と、「種類、数及引受価額」とあるのは、「数及発行価額」と、同項第十三号中「取締役若ハ」とあるのは、「取締役、執行役若ハ」と、「第二百六十六條第十九項」とあるのは、「第二百六十六條第十九項（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一条の十七第五項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」と、同法第七十七條第二項中「前項」とあり、同条第三項中「第一項」とあり、及び同法第七十八條中「前条第一項」とあるのは、「第二百八十條ノ七」と、同法第百八十九條第一項中「発

八条（払込取扱機関の変更）、第百八十九条（払込取扱機関の証明）、第百九十条（権利株の譲渡）、第二百二十二条第一項、第二項、第四項、第七項及び第九項（数種の株式）、第二百二十二条ノ二（転換予約権付株式の発行）、第二百二十二条ノ八（強制転換条項付株式発行の手続）、第二百八十條ノ七（新株の払込み）、第二百八十條ノ九（株主となる時期）、第二百八十條ノ十二（引受けの無効又は取消しの制限）並びに第二百八十條ノ十三（取締役の引受担保責任）並びに非訟事件手続法第二百二十六条第一項（管轄裁判所）及び第三百三十二條ノ二（払込取扱機関変更の許可の申請）の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、商法第七十五條第二項（各号列記以外の部分に限る。）及び第四項から第七項まで並びに第七十六條中「発起人」とあるのは、「相互会社ノ取締役（委員会等設置相互会社ニ在リテハ執行役）」と、同法第七十五條第二項第八号中「第百六十八條ノ二」とあるのは、「保険業法第九十二條の二第一項」と、同項第九号中「各発起人ガ引受ケタル」とあるのは、「社員ニ割当テタル」と、「種類、数及引受価額」とあるのは、「数及発行価額」と、同項第十三号中「取締役若ハ」とあるのは、「取締役、執行役若ハ」と、「第二百六十六條第十九項」とあるのは、「第二百六十六條第十九項（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一条の十七第五項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」と、同法第七十七條第二項中「前項」とあり、同条第三項中「第一項」とあり、及び同法第七十八條中「前条第一項」とあるのは、「第二百八十條ノ七」と、同法第百八十九條第一項中「発

起人又ハ取締役」とあるのは「相互会社ノ取締役若ハ執行役又ハ組織変更後ノ株式会社ノ取締役若ハ執行役」と、同法第二百二十二条ノ第二項中「会社ノ設立ニ際シテハ發起人全員ノ同意ヲ以テ之ヲ定メ会社ノ成立後ニ於テハ定款ニ株主總會ガ之ヲ決スル旨ノ定アルトキヲ除クノ外取締役会之ヲ決ス」とあるのは「組織変更ニ際シテハ組織変更計画書ヲ以テ之ヲ定ム」と、同法第二百八十条ノ七及び第二百八十条ノ九中「新株」とあるのは「株式」と、同条第一項中「払込期日」とあるのは「組織変更ノ日」と、同法第二百八十条ノ十二中「新株」とあるのは「株式」と、「新株発行ニ因ル変更ノ登記」とあるのは「組織変更ノ」と、同法第二百八十条ノ十三第一項中「新株発行ニ因ル変更ノ」とあるのは「組織変更後ノ株式会社ノ設立ノ」と、「取締役」とあるのは「取締役及其ノ株式発行ノ手續又ハ組織変更後ノ株式会社ノ設立ノ登記ノ手續ヲ為シタル執行役」と、同条第二項中「取締役」とあるのは「取締役又ハ同項ニ規定スル執行役」と読み替えるものとする。

3
3
6 (略)

起人又ハ取締役」とあるのは「相互会社ノ取締役若ハ執行役又ハ組織変更後ノ株式会社ノ取締役若ハ執行役」と、同法第二百二十二条ノ第二項中「会社ノ設立ニ際シテハ發起人全員ノ同意ヲ以テ之ヲ定メ会社ノ成立後ニ於テハ定款ニ株主總會ガ之ヲ決スル旨ノ定アルトキヲ除クノ外取締役会之ヲ決ス」とあるのは「組織変更ニ際シテハ組織変更計画書ヲ以テ之ヲ定ム」と、同法第二百八十条ノ七及び第二百八十条ノ九中「新株」とあるのは「株式」と、同条第一項中「払込期日ノ翌日」とあるのは「組織変更ノ日」と、同法第二百八十条ノ十二中「新株」とあるのは「株式」と、「新株発行ニ因ル変更ノ登記」とあるのは「組織変更ノ」と、同法第二百八十条ノ十三第一項中「新株発行ニ因ル変更ノ」とあるのは「組織変更後ノ株式会社ノ設立ノ」と、「取締役」とあるのは「取締役及其ノ株式発行ノ手續又ハ組織変更後ノ株式会社ノ設立ノ登記ノ手續ヲ為シタル執行役」と、同条第二項中「取締役」とあるのは「取締役又ハ同項ニ規定スル執行役」と読み替えるものとする。

3
3
6 (略)

七 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>（資産流動化計画）</p> <p>第五条 資産流動化計画には、特定資産の流動化に係る業務に関する基本的な事項として次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 資産対応証券に関する次に掲げる事項</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 特定社債（特定短期社債を除く。以下この号、第三十八条第二項第六号、第八十五条第四項及び第一百十条第二項第十六号において同じ。）においては、総額、特定社債の内容その他の発行に関する事項及び償還に関する事項として内閣府令で定める事項</p> <p>八・二（略）</p> <p>三〇五（略）</p> <p>二・三（略）</p> <p>（特定社員の持分の譲渡）</p> | <p>（資産流動化計画）</p> <p>第五条 資産流動化計画には、特定資産の流動化に係る業務に関する基本的な事項として次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 資産対応証券に関する次に掲げる事項</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 特定社債（特定短期社債を除く。以下この号、第三十八条第二項第六号、第八十五条第二項及び第一百十条第二項第十六号において同じ。）においては、総額、特定社債の内容その他の発行に関する事項及び償還に関する事項として内閣府令で定める事項</p> <p>八・二（略）</p> <p>三〇五（略）</p> <p>二・三（略）</p> <p>（特定社員の持分の譲渡）</p> |

第二十九条 (略)

27 (略)

8 商法第二百四条ノ二第五項後段、第六項及び第七項後段(株式の譲渡制限がある場合の譲渡の相手方の指定の通知等)の規定は前項の規定により特定持分の譲渡の相手方を指定する場合について、同法第二百四条ノ三第一項から第五項まで(指定された者の先買権)並びに第二百四条ノ四第一項から第五項まで及び第七項(売買価格の決定)の規定は前項の規定による指定があつた場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百四条ノ二第五項後段中「第一項ノ株主」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第二十九条第三項ノ特定社員」と、同条第六項中「第四項又八前項」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第二十九条第八項ニ於テ準用スル商法第二百四条ノ二第五項後段」と、「株主」とあるのは「特定社員」と、「此等ノ書面」とあるのは「同項後段ノ書面」と、同法第二百四条ノ三第一項中「同条第一項ノ株主」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第二十九条第三項ノ特定社員」と、「株式」とあるのは「特定持分」と、同条第二項中「前条第二項」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第二十九条第四項」と、同条第三項中「発行済株式ノ総数」とあるのは「特定持分ニ係ル出資及発行済優先出資ノ総口数」と、「前項第一項ノ株式ノ数」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第二十九条第三項ノ特定持分ニ係る出資口数」と、同

第二十九条 (略)

27 (略)

8 商法第二百四条ノ二第五項後段、第六項及び第七項後段(株式の譲渡制限がある場合の譲渡の相手方の指定の通知等)の規定は前項の規定により特定持分の譲渡の相手方を指定する場合について、同法第二百四条ノ三第一項から第五項まで(指定された者の先買権)並びに第二百四条ノ四第一項から第五項まで及び第七項(売買価格の決定)の規定は前項の規定による指定があつた場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百四条ノ二第五項後段中「第一項ノ株主」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第二十九条第三項ノ特定社員」と、同条第六項中「第四項又八前項」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第二十九条第八項ニ於テ準用スル商法第二百四条ノ二第五項後段」と、「株主」とあるのは「特定社員」と、「此等ノ書面」とあるのは「同項後段ノ書面」と、同法第二百四条ノ三第一項中「同条第一項ノ株主」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第二十九条第三項ノ特定社員」と、同条第六項中「第四項又八前項」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第二十九条第八項ニ於テ準用スル商法第二百四条ノ二第五項後段」と、「株主」とあるのは「特定社員」と、「此等ノ書面」とあるのは「同項後段ノ書面」と、「株式」とあるのは「特定持分」と、同条第二項中「前条第二項」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第二十九条第

条第四項中「前条第二項」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第二十九条第四項」と、同法第二百四条ノ四第四項及び第五項中「株式」とあるのは「特定持分」と、同条第七項中「株主」とあるのは「特定社員」と読み替えるものとする。

9 (略)

(優先出資社員名簿の記載事項)

第四十四条 (略)

2 (略)

3 商法第二百二十四条から第二百二十四条ノ三まで(株主名簿の効力、所在不明の株主及び株主名簿の基準日)の規定は、特定目的会社の優先出資社員名簿について準用する。この場合において、同法第二百二十四条第一項及び第二項中「株主」とあるのは「優先出資社員」と、同条第四項中「株式申込人、株式引受人、質権者又八端株主」とあるのは「優先出資申込人、優先出資引受人又八端質権者」と、同法第二百二十四条ノ二第一項及び第二項中「株主」とあるのは「優先出資社員」と、同条第三項中「質権者又八端株主」とあるのは「質権者」と、同法第二百二十四条ノ三第一項及び第二項中「株主」とあるのは「優先出資社員」と読み替えるものとする。

四項」と、同条第三項中「発行済株式ノ総数」とあるのは「特定持分二係ル出資及発行済優先出資ノ総口数」と、「前項第一項ノ株式ノ数」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第二十九条第三項ノ特定持分二係る出資口数」と、同条第四項中「前条第二項」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第二十九条第四項」と、同法第二百四条ノ四第四項及び第五項中「株式」とあるのは「特定持分」と、同条第七項中「株主」とあるのは「特定社員」と読み替えるものとする。

9 (略)

(優先出資社員名簿の記載事項)

第四十四条 (略)

2 (略)

3 商法第二百二十四条から第二百二十四条ノ三まで(株主名簿の効力、所在不明の株主並びに株主名簿の閉鎖及び基準日)の規定は、特定目的会社の優先出資社員名簿について準用する。この場合において、同法第二百二十四条第一項及び第二項中「株主」とあるのは「優先出資社員」と、同条第四項中「株式申込人、株式引受人、質権者又八端株主」とあるのは「優先出資申込人、優先出資引受人又八端質権者」と、同法第二百二十四条ノ二第一項及び第二項中「株主」とあるのは「優先出資社員」と、同条第三項中「質権者又八端株主」とあるのは「質権者」と、同法第二百二十四条ノ三第一項及び第三項中「株主」とあるのは「優先出資社員」と読み替えるものとする。

(優先出資についての商法の準用)

第四十九条 商法第二百一条(仮設人及び他人名義で株式を引き受けた者の責任)、第二百三条(株式の共有)、第二百七条(株式の質入れ)、第二百八条(質権の効力)並びに第二百九条第一項及び第二項(株式の登録質)の規定は優先出資について、同法第二百二十六条ノ二(株券の不所持制度)、第二百二十九条(株券の即時取得)及び第二百八十条ノ三十四ノ二(除権決定による再発行)の規定は優先出資証券について、同法第二百八十条ノ十(発行の差止め)の規定は優先出資の発行の差止めについて、同法第二百八十条ノ十五から第二百八十条ノ十八まで(新株発行無効の訴え)の規定は優先出資の発行の無効の訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百一条第一項中「株式引受人」とあるのは「優先出資引受人」と、同法第二百三条第二項及び第三項中「株主」とあるのは「優先出資社員」と、同法第二百七条中「株券」とあるのは「優先出資証券」と、同法第二百八条中「消却、併合、分割、転換又八買取」とあるのは「消却」と、「株主」とあるのは「優先出資社員」と、「金銭又八株式」とあるのは「金銭」と、同法第二百九条第一項中「株主名簿」とあるのは「優先出資社員名簿」と、「株券ニ記載シタルトキ(株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アルトキハ質権者ノ氏名及住所ヲ株主名簿ニ記載又ハ記録シタルトキ)」とあるのは「優先出資証券ニ記載シタルトキ」と、「利益若ハ利息ノ配

する。

(優先出資についての商法の準用)

第四十九条 商法第二百一条(仮設人及び他人名義で株式を引き受けた者の責任)、第二百三条(株式の共有)、第二百七条(株式の質入れ)、第二百八条(質権の効力)並びに第二百九条第一項及び第二項(株式の登録質)の規定は優先出資について、同法第二百二十六条ノ二(株券の不発行及び寄託制度)、第二百二十九条(株券の即時取得)及び第二百八十条ノ三十四ノ二(除権決定による再発行)の規定は優先出資証券について、同法第二百八十条ノ十(発行の差止め)の規定は優先出資の発行の差止めについて、同法第二百八十条ノ十五から第二百八十条ノ十八まで(新株発行無効の訴え)の規定は優先出資の発行の無効の訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百一条第一項中「株式引受人」とあるのは「優先出資引受人」と、同法第二百三条第二項及び第三項中「株主」とあるのは「優先出資社員」と、同法第二百七条中「株券」とあるのは「優先出資証券」と、同法第二百八条中「消却、併合、分割、転換又八買取」とあるのは「消却」と、「株主」とあるのは「優先出資社員」と、「金銭又八株式」とあるのは「金銭」と、同法第二百九条第一項中「株主名簿」とあるのは「優先出資社員名簿」と、「株券」とあるのは「優先出資証券」と、「利益若ハ利息ノ配当」とあるのは「利益ノ配当」と、同法第二百二十六条ノ二第一項中「株主」とあるのは「優先出資社員」と、同条第二項中「株主

当」とあるのは「利益ノ配当」と、同法第二百二十六条ノ二第一項中「株主」とあるのは「優先出資社員」と、同条第二項中「株主名簿」とあるのは「優先出資社員名簿」と、同条第四項中「株主」とあるのは「優先出資社員」と、同法第二百八十条ノ十及び第二百八十条ノ十五第二項中「株主」とあるのは「社員」と、同法第二百八十条ノ十七第二項中「株券」とあるのは「優先出資証券」と、「株主及株主名簿」とあるのは「社員及優先出資社員名簿」と、同条第三項中「株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アル場合又ハ発行済株式」とあるのは「発行済優先出資」と、「第二百二十六条第一項但書若八第二百二十六条ノ二第三項」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第四十九条ニ於テ準用スル第二百二十六条ノ二第三項」と、「株券ガ」とあるのは「優先出資証券ガ」と、「同法第二百八十条ノ十八第一項及び第二項中「株主」とあるのは「優先出資社員」と読み替えるものとする。

(優先出資証券が発行されていない特定目的会社に係る特例)

第四十九条の二 発行済優先出資の全部について前条において準用する商法第二百二十六条ノ二第三項の規定により優先出資証券が発行されていない場合には、前条において準用する同法第二百八十条ノ十七第二項並びに第二百二十条第一項において準用する同法第二百二十五条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

2 前項に規定する場合には、第四十四条第三項において準用する同法第二百二十四条ノ三第三項、前条において準用する同法第二百八

名簿」及び「株主」とあるのはそれぞれ「優先出資社員名簿」及び「優先出資社員」と、同条第四項及び第五項中「株主」とあるのは「優先出資社員」と、同法第二百八十条ノ十及び第二百八十条ノ十五第二項中「株主」とあるのは「社員」と、同法第二百八十条ノ十七第二項中「株券」とあるのは「優先出資証券」と、「株主及株主名簿」とあるのは「社員及優先出資社員名簿」と、同法第二百八十条ノ十八第一項及び第二項中「株主」とあるのは「優先出資社員」と読み替えるものとする。

(新設)

十条ノ十七第三項又は第百二十条第二項において準用する同法第二百三十九条第四項の公告に代えて、公告すべき事項を優先出資社員に通知することができる。

(優先出資社員の書面による議決権の行使等)

第五十九条 (略)

2 商法特例法第二十一条の三第二項から第六項まで(書面による議決権の行使)の規定は前項の書面による議決権の行使について、商法第二百三十九条ノ四(議決権の不統一行使)の規定は優先出資社員の議決権の行使について、それぞれ準用する。この場合において、商法特例法第二十一条の三第二項中「前項の大会社にあつては」とあるのは「特定目的会社は」と、「株主総会」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第五十三条第一項の社員総会」と、「株主が」とあるのは「株主」と、「株主が」とあるのは「株主」と、同条第三項中「株主総会」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第五十三条第一項の社員総会」と、同条第四項中「株主」とあるのは「社員」と、同条第五項中「法務省令」とあるのは「総理府令」と、同条第六項において準用する商法第二百三十九条第六項中「総会」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第五十三条第一項の社員総会」と、同条第七項(第二号を除く。)中「株主」とあるのは「社員」と、同法第二百三十九条ノ四第二項において準用する同法第二百四条ノ二第三項中「株主総会」とあるのは「社員総会」と、「定時総会」とあるのは

(優先出資社員の書面による議決権の行使等)

第五十九条 (略)

2 商法特例法第二十一条の三第二項から第六項まで(書面による議決権の行使)の規定は前項の書面による議決権の行使について、商法第二百三十九条ノ四(議決権の不統一行使)の規定は優先出資社員の議決権の行使について、それぞれ準用する。この場合において、商法特例法第二十一条の三第二項中「前項の会社にあつては」とあるのは「特定目的会社は」と、「株主総会」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第五十三条第一項の社員総会」と、「株主が」とあるのは「株主」と、「株主が」とあるのは「株主」と、同条第三項中「株主総会」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第五十三条第一項の社員総会」と、同条第四項中「株主」とあるのは「社員」と、同条第五項中「法務省令」とあるのは「総理府令」と、同条第六項において準用する商法第二百三十九条第六項中「総会」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第五十三条第一項の社員総会」と、同条第七項(第二号を除く。)中「株主」とあるのは「社員」と、同法第二百三十九条ノ四第二項において準用する同法第二百四条ノ二第三項中「株主総会」とあるのは「社員総会」と、「定時総会」とあるのは

は「定時社員総会」と、同法第二百三十九条ノ四第三項中「株式」とあるのは「優先出資」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(商法の準用)

第六十二条 商法第二百三十三条(招集地)、第二百三十六条(招集手続の省略)、第二百三十七条ノ三から第二百三十八条まで(取締役等の説明義務、総会の議長及び検査役の選任)、第二百三十九条第二項から第七項まで(代理人による議決権行使)、第二百四十二条(延期及び続行の決議)及び第二百四十四条(総会の議事録)の規定は特定目的会社の社員総会について、同法第二百四十七条から第二百五十一条まで(決議取消しの訴え)の規定は社員総会の決議の取消しについて、同法第二百五十二条(決議不存在及び無効確認の訴え)の規定は社員総会の決議の不存在又は無効の確認について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百三十六条中「株主」とあるのは「社員」と、同法第二百三十七条ノ三第一項及び第二項中「株主」とあるのは「社員」と、同条第三項において準用する同法第二百四十二条第二項及び第三項中「株主」とあるのは「社員」と、同項中「定時総会」とあるのは「定時社員総会」と、同法第二百三十九条第二項、第五項及び第七項中「株主」とあるのは「社員」と、同条第三項において準用する同法第二百二十二条ノ五第三項中「株式ノ転換ヲ請求スル者」とあるのは「社員又八代理人」と、同法第二百三十九条第三項において準用する同法第二百四十二条

「定時社員総会」と、同法第二百三十九条ノ四第三項中「株式」とあるのは「優先出資」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(商法の準用)

第六十二条 商法第二百三十三条(招集地)、第二百三十六条(招集手続の省略)、第二百三十七条ノ三から第二百三十八条まで(取締役等の説明義務、総会の議長及び検査役の選任)、第二百三十九条第二項から第七項まで(代理人による議決権行使)、第二百四十二条(延期及び続行の決議)及び第二百四十四条(総会の議事録)の規定は特定目的会社の社員総会について、同法第二百四十七条から第二百五十一条まで(決議取消しの訴え)の規定は社員総会の決議の取消しについて、同法第二百五十二条(決議不存在及び無効確認の訴え)の規定は社員総会の決議の不存在又は無効の確認について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百三十六条中「株主」とあるのは「社員」と、同法第二百三十七条ノ三第一項及び第二項中「株主」とあるのは「社員」と、同条第三項において準用する同法第二百四十二条第二項及び第三項中「株主」とあるのは「社員」と、同項中「定時総会」とあるのは「定時社員総会」と、同法第二百三十九条第二項、第五項及び第七項中「株主」とあるのは「社員」と、同条第三項において準用する同法第二百二十二条ノ五第三項中「株式ノ転換ヲ請求スル者」とあるのは「社員又八代理人」と、同法第二百三十九条第三項において準用する同法第二百四十二条

ノ二第三項中「株主」とあるのは「社員」と、「定時総会」とあるのは「定時社員総会」と、同法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第五十二条及第五十三条」と、同法第二百四十四条第四項において準用する同法第三十三条ノ二中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第二百四十四条第六項において準用する同法第二百六十三条第三項中「株主及」とあるのは「社員及」と、同項第二号中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第二百四十四条第六項中「前項二掲グルモノニ、同条第七項ノ規定ハ子会社ノ前項二掲グルモノ（子会社ガ有限会社ナルトキハ有限会社法第四十一条ニ於テ準用スル同項二掲グルモノ）」とあるのは「前項二掲グル資料」と、同法第二百四十七条第一項及び第二百四十九条第一項中「株主」とあるのは「社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

（会計監査人による監査を要しない場合の計算書類等の監査）
第九十七条（略）

2（略）

3 第九十三条第三項及び第四項の規定は、第八十五条第一項各号に掲げる資料及び前項の附属明細書の提出について準用する。この場合において、第九十三条第四項中「監査役又は会計監査人」とあるのは、「監査役」と読み替えるものとする。

4～6（略）

ノ二第三項中「株主」とあるのは「社員」と、「定時総会」とあるのは「定時社員総会」と、同法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第五十二条及第五十三条」と、同法第二百四十四条第四項において準用する同法第三十三条ノ二中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第二百四十四条第六項において準用する同法第二百六十三条第三項中「株主及」とあるのは「社員及」と、同項第二号中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第二百四十四条第六項中「前項二掲グルモノニ、同条第六項ノ規定ハ子会社ノ前項二掲グルモノ（子会社ガ有限会社ナルトキハ有限会社法第四十一条ニ於テ準用スル同項二掲グルモノ）」とあるのは「前項二掲グル資料」と、同法第二百四十七条第一項及び第二百四十九条第一項中「株主」とあるのは「社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

（会計監査人による監査を要しない場合の計算書類等の監査）
第九十七条（略）

2（略）

3 第九十三条第三項及び第四項の規定は、第八十五条第一項各号に掲げる資料及び前項の附属明細書の提出について準用する。この場合において、同条第四項中「監査役又は会計監査人」とあるのは、「監査役」と読み替えるものとする。

4～6（略）

(社員)の帳簿閲覧権)

第百四条 (略)

2 (略)

3 第二十九条第四項及び第五項の規定は前項の書面による請求について、商法第二百九十三条ノ七(閲覧請求を拒むことができる場合)の規定は第一項に規定する社員から同項の請求があつた場合について、それぞれ準用する。この場合において、第二十九条第四項及び第五項中「特定社員」とあるのは、「第百四条第一項の特定社員又は優先出資社員」と、同法第二百九十三条ノ七第一号、第三号及び第四号中「株主」とあるのは「社員」と、同条第二号中「株主が会社ト競争ヲ為ス者」とあるのは「社員が特定目的会社ト競争ヲ為ス者」と、「会社ト競争ヲ為ス会社」とあるのは「特定目的会社ト競争ヲ為ス者」と、「会社ノ株式」とあるのは「特定目的会社ノ特定持分若八優先出資」と、同条第三号中「其ノ会社若八他ノ会社」とあるのは「其ノ特定目的会社若八他ノ特定目的会社若八会社」と、同条第三号及び第四号中「前条第一項」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第百四条第一項」と読み替えるものとする。

(特定社債に関する商法の準用等)

第百十三条 商法第二百三条(株式の共有)の規定は特定社債が二以

(社員)の帳簿閲覧権)

第百四条 (略)

2 (略)

3 第二十九条第四項及び第五項の規定は前項の書面による請求について、商法第二百九十三条ノ七(閲覧請求を拒むことができる場合)の規定は、第一項に規定する社員から同項の請求があつた場合について、それぞれ準用する。この場合において、第二十九条第四項及び第五項中「特定社員」とあるのは「第百四条第一項の特定社員又は優先出資社員」と、同法第二百九十三条ノ七第一号、第三号及び第四号中「株主」とあるのは「社員」と、同条第二号中「会社ト競争ヲ為ス者」とあるのは「特定目的会社ト競争ヲ為ス者」と、「会社ト競争ヲ為ス会社」とあるのは「特定目的会社若八会社」と、「会社ノ株式」とあるのは「特定目的会社ノ特定持分若八優先出資」と、同条第三号中「其ノ会社若八他ノ会社」とあるのは「其ノ特定目的会社若八他ノ特定目的会社若八会社」と、同条第三号及び第四号中「前条第一項」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第百四条第一項」と読み替えるものとする。

(特定社債に関する商法の準用等)

第百十三条 商法第二百三条(株式の共有)の規定は特定社債が二以

上の者の共有に属する場合について、同法第二百二十四条第一項から第三項まで（株主名簿の効力）の規定は特定社債の応募者又は特定社債権者に対する通知及び催告について、同法第二百八十条ノ三十四ノ二（除権決定による再発行）、第二百九十八条から第三百条まで（既存社債に未払込みがある場合の制限、各社債の金額及び割増償還の制限）、第三百二条（総額引受けの方法）、第三百三条（社債の払込み）、第三百六条から第三百八条まで（債券の発行、記名社債の移転及び記名式と無記名式との間の転換）、第三百五十五条から第三百七条まで（利札が欠けた場合の特則、社債元利金請求権の時効及び社債原簿の記載事項）及び第三百九条から第三百四十一条まで（社債権者集会）並びに商法中改正法律施行法（昭和十三年法律第七十三号）第六十一条（社債権者集会に関する公告の方法）の規定は特定目的会社が特定社債を発行する場合又はその場合における特定社債、特定社債権者、特定社債券、特定社債管理会社、特定社債原簿若しくは特定社債権者集会について、民法第三百六十五条（記名社債質の對抗要件）の規定は記名の特定社債について、それぞれ準用する。この場合において、商法第二百三条第二項及び第三項中「株主」とあるのは「特定社債権者」と、同法第二百一十四条第一項中「株主名簿」とあるのは「特定社債原簿」と、同法第二百二条中「前条」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第百十条」と、同法第三百六条第二項中「第三百一条第二項第一号乃至第六号、第九号及第十号」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第百十条第二項第一号、第二号乃至第八号及

上の者の共有に属する場合について、同法第二百二十四条第一項から第三項まで（株主名簿の効力）の規定は特定社債の応募者又は特定社債権者に対する通知及び催告について、同法第二百八十条ノ三十四ノ二、第二百九十八条から第三百条まで（既存社債に未払込みがある場合の制限、各社債の金額及び割増償還の制限）、第三百二条（総額引受けの方法）、第三百三条（社債の払込み）、第三百六条から第三百八条まで（債券の発行、記名社債の移転及び記名式と無記名式との間の転換）、第三百五十五条から第三百七条まで（利札が欠けた場合の特則、社債元利金請求権の時効及び社債原簿の記載事項）及び第三百九条から第三百四十一条まで（社債権者集会）並びに商法中改正法律施行法（昭和十三年法律第七十三号）第六十一条（社債権者集会に関する公告の方法）の規定は特定目的会社が特定社債を発行する場合又はその場合における特定社債、特定社債権者、特定社債券、特定社債管理会社、特定社債原簿若しくは特定社債権者集会について、民法第三百六十五条（記名社債質の對抗要件）の規定は記名の特定社債について、それぞれ準用する。この場合において、商法第二百三条第二項及び第三項中「株主」とあるのは「特定社債権者」と、同法第二百一十四条第一項中「株主名簿」とあるのは「特定社債原簿」と、同法第二百二条中「前条」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第百十条」と、同法第三百六条第二項中「第三百一条第二項第一号乃至第六号、第九号及第十号」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第百十条第二項第一号、第二号乃至第八号及

一号、第三号乃至第八号及第十一号」と、同法第三百十七條第一項第三号中「第三百一號第二項第一号乃至第七号及第九号」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第一百十條第二項第一号及第三号乃至第九号」と、同法第三百十七條第二項において準用する同法第三十三條ノ二中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第三百二十條第四項において準用する同法第二百四條ノ二第三項中「定時總會」とあるのは「定時社員總會」と、同法第三百二十九條第四項において準用する同法第三十三條ノ二中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 (略)

(特定資本の増加)

第一百十六條 (略)

2 (略)

3 有限会社法第五十二條(出資引受けの方法)及び第五十二條ノ二(出資引受人の権利)の規定は特定資本の増加の場合における特定出資の引受けについて、同法第五十二條ノ三第一項並びに商法第七十三條第二項(第一号及び第二号を除く。)及び第三項(第二号を除く。)、第二百四十六條第四項並びに第二百八十條ノ八第三項から第五項まで(現物出資の調査等)の規定は特定資本の増加の場合の現物出資の調査について、有限会社法第五十三條(資本増加の登記)及び第五十三條ノ二(資本増加の効力発生)の規定は特定資

第十一号」と、同法第三百十七條第一項第三号中「第三百一號第二項第一号乃至第七号及第九号」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第一百十條第二項第一号及第三号乃至第九号」と、同法第三百十七條第二項において準用する同法第三十三條ノ二中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第三百二十條第四項において準用する同法第二百四條ノ二第三項中「定時總會」とあるのは「定時社員總會」と、同法第三百二十九條第四項において準用する同法第三十三條ノ二中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 (略)

(特定資本の増加)

第一百十六條 (略)

2 (略)

3 有限会社法第五十二條(出資引受けの方法)及び第五十二條ノ二(出資引受人の権利)の規定は特定資本の増加の場合における特定出資の引受けについて、同法第五十二條ノ三第一項並びに商法第七十三條第二項(第一号及び第二号を除く。)及び第三項(第二号を除く。)、第二百四十六條第四項並びに第二百八十條ノ八第三項から第五項まで(現物出資の調査等)の規定は特定資本の増加の場合の現物出資の調査について、有限会社法第五十三條(資本増加の登記)及び第五十三條ノ二(資本増加の効力発生)の規定は特定資

本の増加の登記について、同法第五十四条（社員等の財産価格てん補責任）及び第五十五条（取締役の引受担保責任及び払込担保責任）の規定は特定資本の増加の場合の特定社員及び取締役の責任について、同法第五十五条ノ二の規定はこの項において準用する商法第一百七十三条第二項第三号の証明又は鑑定評価をした者の責任について、有限会社法第五十六条（資本増加無効の訴え）の規定は特定資本の増加の無効の訴えについて、同法第十二条（出資の払込み及び給付並びに払込取扱機関の証明）の規定並びに第二十七条第二項及び第六十一条第一項の規定は特定資本の増加の場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第五十二条第二項において準用する商法第一百七十五条第八項において準用する同法第三十三条ノ二第二項中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、有限会社法第五十二条ノ二中「社員」とあるのは「特定社員」と、同法第五十二条ノ三第一項中「第四十九条第一号」とあるのは「特定目的会社」による特定資産の流動化に関する法律第百十六条第一項第一号」と、「出資総口数」とあるのは「特定出資総口数」と、「資本」とあるのは「特定資本」と、商法第一百七十三条第二項第三号中「第百六十八条第一項第五号又八第六号」とあるのは「特定目的会社」による特定資産の流動化に関する法律第百十六条第一項第一号又八第二号」と、「同項第五号又八第六号」とあるのは「同項第一号又八第二号」と、同法第二百八十条ノ八第三項及び第五項中「第一項」とあるのは「特定目的会社」による特定資産の流動化に関する法律第百十六条第三項ニ於テ準用スル有限会社法第五十二条ノ三第一項」と、

本の増加の登記について、同法第五十四条（社員等の財産価格てん補責任）及び第五十五条（取締役の引受担保責任及び払込担保責任）の規定は特定資本の増加の場合の特定社員及び取締役の責任について、同法第五十五条ノ二の規定はこの項において準用する商法第一百七十三条第二項第三号の証明又は鑑定評価をした者の責任について、同法第五十六条（資本増加無効の訴え）の規定は特定資本の増加の無効の訴えについて、同法第十二条（出資の払込み及び給付並びに払込取扱機関の証明）の規定並びに第二十七条第二項及び第六十一条第一項の規定は特定資本の増加の場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第五十二条第二項において準用する商法第一百七十五条第八項において準用する同法第三十三条ノ二第二項中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、有限会社法第五十二条ノ二中「社員」とあるのは「特定社員」と、同法第五十二条ノ三第一項中「第四十九条第一号」とあるのは「特定目的会社」による特定資産の流動化に関する法律第百十六条第一項第一号」と、「出資総口数」とあるのは「特定出資総口数」と、「資本」とあるのは「特定資本」と、商法第一百七十三条第二項第三号中「第百六十八条第一項第五号又八第六号」とあるのは「特定目的会社」による特定資産の流動化に関する法律第百十六条第一項第一号又八第二号」と、「同項第五号又八第六号」とあるのは「同項第一号又八第二号」と、同法第二百八十条ノ八第三項及び第五項中「第一項」とあるのは「特定目的会社」による特定資産の流動化に関する法律第百十六条第三項ニ於テ準用スル有限会社法第五十二条ノ三第一項」と、有限会

有限会社法第五十三条中「出資全額」とあるのは「特定出資全額」と、同法第五十四条第一項及び第二項中「第四十九条第一号又八第二号」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第百十六条第一号又八第二号」と、「総会」とあるのは「社員総会」と、同条第三項中「第三十条ノ二第二項」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第七十二条第二項」と、同条第四項中「第四十九条第一号」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第百十六条第一号」と、同条第五項中「第十六条」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第七十二条第三項」と、同法第五十五条第一項中「出資」とあるのは「特定出資」と、同条第二項中「出資全額」とあるのは「特定出資全額」と、「未済ナル出資」とあるのは「未済ナル特定出資」と、同条第三項中「第十六条」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第七十二条第三項」と、同法第五十五条ノ二第一項において準用する同法第五十四条第一項中「第四十九条第一号又八第二号」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第百十六条第一項第一号又八第二号」と、「資本」とあるのは「特定資本」と、同法第五十五条ノ二第二項中「第十六条」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第七十二条第三項」と、同法第五十六条第二項中「社員」とあるのは「特定社員若八優先出資社員」と、同法第十二条第一項中「社員」とあるのは「特定社員」と、「出資全額」とあるのは「特定出資全額」と読み替えるものとす

社法第五十三条中「出資全額」とあるのは「特定出資全額」と、同法第五十四条第一項及び第二項中「第四十九条第一号又八第二号」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第百十六条第一号又八第二号」と、「総会」とあるのは「社員総会」と、同条第三項中「第三十条ノ二第二項」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第七十二条第二項」と、同条第四項中「第四十九条第一号」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第百十六条第一号」と、同条第五項中「第十六条」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第七十二条第三項」と、同法第五十五条第一項中「出資」とあるのは「特定出資」と、同条第二項中「出資全額」とあるのは「特定出資全額」と、「未済ナル出資」とあるのは「未済ナル特定出資」と、同条第三項中「第十六条」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第七十二条第三項」と、同法第五十五条ノ二第一項において準用する同法第五十四条第一項中「第四十九条第一号又八第二号」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第百十六条第一項第一号又八第二号」と、「資本」とあるのは「特定資本」と、同法第五十五条ノ二第二項中「第十六条」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第七十二条第三項」と、同法第五十六条第二項中「社員」とあるのは「特定社員若八優先出資社員」と、同法第十二条第一項中「社員」とあるのは「特定社員」と、「出資全額」とあるのは「特定出資全額」と読み替えるものとするほか

るほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(優先出資の消却)

第二百二十条 商法第二百五十五条第一項及び第二項(株式併合の手続)の規定は、第二種特定目的会社が前条第一項の承認を受けて行う優先出資の消却について準用する。この場合において、同法第二百五十五条第一項中「株券」とあるのは「優先出資証券」と、「其ノ期間内ニ会社ニ提出セラレザル株券(第三項ノ株券ヲ除ク)ハ無効トナル旨及前条第三項ノ規定ニ依ル定アルトキハ其ノ内容」とあるのは「及其ノ期間内ニ特定目的会社ニ提出セラレザル優先出資証券ハ無効トナル旨」と、「株主及株主名簿」とあるのは「優先出資社員及優先出資社員名簿」と読み替えるものとする。

2 商法第二百三十三条第四項(株式の消却)の規定は、発行済優先出資の全部について第四十九条において準用する同法第二百二十六条ノ二第三項の規定により優先出資証券が発行されていない場合において、第二種特定目的会社が前条第一項の承認を受けて行う優先出資の消却について準用する。この場合において、同法第二百三十三条第四項中「一定ノ日、若シ其ノ日ニ於テ第三百七十六条第一項及第二項ノ手續ガ未ダ終了セザルトキハ其ノ終了ノ時」とあるのは「一定ノ日」と読み替えるものとする。

(商法の準用)

第二百二十四条 商法第九十六条(解散の登記)及び第四百七条(解散

、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(優先出資の消却)

第二百二十条 商法第二百五十五条第一項及び第二項(株式併合の手続)の規定は、第二種特定目的会社が前条第一項の承認を受けて行う優先出資の消却について準用する。この場合において、同法第二百五十五条第一項中「株券」とあるのは「優先出資証券」と、「提出スベキ旨及前条第三項ノ規定ニ依ル定アルトキハ其ノ内容」とあるのは「提出スベキ旨」と、「株主及株主名簿」とあるのは「優先出資社員及優先出資社員名簿」と読み替えるものとする。

(新設)

(商法の準用)

第二百二十四条 商法第九十六条(解散の登記)及び第四百七条(解散

の公示)の規定は、特定目的会社の解散について準用する。この場合において、同条中「株主」とあるのは、「社員」と読み替えるものとする。

(優先出資の消却による変更の登記)

第三百三十七条 優先出資の消却による変更の登記の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 第二百二十条第一項において準用する商法第二百五条第一項の規定による公告(発行済優先出資の全部について第四十九条において準用する同法第二百二十六条ノ二第三項の規定により優先出資証券が発行されていない特定目的会社にあつては、第二百二十条第二項において準用する同法第二百十三条第四項の規定による公告又は第四十九条の二第二項の規定による通知)をしたことを証する書面

三 前号に規定する特定目的会社にあつては、当該特定目的会社に該当することを証する書面

(過料に処せられる行為)

第八十三条 特定目的会社の発起人、取締役、監査役、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、検査役、清算人、監査委員、名義書換代理人、特定社債管理会社、事務を承継すべき特定社債管理

の公示)の規定は、特定目的会社の解散について準用する。この場合において、同条中「株主」とあるのは「社員」と、「発スル」とあるのは「発シ且単位未満優先出資証券ヲ発行シタル場合ニ於テハ之ヲ公告スル」と読み替えるものとする。

(優先出資の消却による変更の登記)

第三百三十七条 優先出資の消却による変更の登記の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 第二百二十条において準用する商法第二百五条第一項の規定による公告をしたことを証する書面

(新設)

(過料に処せられる行為)

第八十三条 特定目的会社の発起人、取締役、監査役、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、検査役、清算人、監査委員、名義書換代理人、特定社債管理会社、事務を承継すべき特定社債管理

会社、特定社債権者集会の代表者若しくはその決議を執行する者、第二十四条第三項において準用する商法第六十七条ノ二の職務代行者、第三百三十条第一項において準用する商法第二百二十三条第三項において準用する商法第六十七条ノ二の職務代行者、第七十八条、第八十四条第一項若しくは第三百三十条第一項において準用する商法第二百五十八条第二項の職務代行者又は支配人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一〇十三 (略)

十四 第四十九条において準用する商法第二百二十六条ノ二第二項の規定に違反して優先出資社員名簿に記載又は記録をしないとき。

十五〇三十四 (略)

2 (略)

会社、特定社債権者集会の代表者若しくはその決議を執行する者、第二十四条第三項において準用する商法第六十七条ノ二の職務代行者、第三百三十条第一項において準用する商法第二百二十三条第三項において準用する商法第六十七条ノ二の職務代行者、第七十八条、第八十四条第一項若しくは第三百三十条第一項において準用する商法第二百五十八条第二項の職務代行者又は支配人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一〇十三 (略)

十四 第四十九条において準用する商法第二百二十六条ノ二第二項の規定に違反して優先出資社員名簿に記載又は記録をせず、かつ、優先出資証券を寄託しないとき。

十五〇三十四 (略)

2 (略)

非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）（附則第四十四条關係）

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>第二百二十六条 商法（明治三十二年法律第四十八号）第五十八条、第七十条ノ二第一項但書、第七十三條第四項、第七十八條、第二百四條ノ四第一項、第二百二十條第二項、第二百二十四條ノ五第一項、第二百三十七條第三項、第二百四十五條ノ三第四項、第二百四十六條第二項、第二百五十八條第二項、第二百六十三條第七項、第二百八十条ノ八第三項、第二百八十条ノ八第二項及ビ第二百八十二条第三項、其準用規定、同法第五百三十三條第二項、第七十三條第一項、第八十一条第一項、第二百三十七條ノ二、第二百六十條ノ四第六項、第二百八十条ノ八第一項、第二百九十一条第二項、第二百九十三條ノ八第一項及ビ第二百九十四條並ニ有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第八條第一項但書、第十二條ノ二第一項、第二十八條ノ二第一項、第四十四條ノ三、第四十五條及ビ第五十二条ノ三第一項ニ定メタル事件ハ会社（親会社（商法第二百一十一條ノ二第一項（有限会社法第二十四條第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム以下本項ニ於テ之ニ同ジ）ニ規定スル親会社ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ノ株主又ハ社員ガ子会社（商法第二百一十一條ノ二第一項ニ規定スル子会社ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ノ書類ニ付キ申請ヲ為シタルトキハ子会社）ノ本店所在地ノ地方裁判所ノ管轄トス</p> | <p>第二百二十六条 商法（明治三十二年法律第四十八号）第五十八条、第七十条ノ二第一項但書、第七十三條第四項、第七十八條、第二百四條ノ四第一項、第二百二十條第二項、第二百二十四條ノ五第一項、第二百三十七條第三項、第二百四十五條ノ三第四項、第二百四十六條第二項、第二百五十八條第二項、第二百六十三條第七項、第二百八十条ノ八第三項、第二百八十条ノ八第二項及ビ第二百八十二条第三項、其準用規定、同法第五百三十三條第二項、第七十三條第一項、第八十一条第一項、第二百三十七條ノ二、第二百六十條ノ四第六項、第二百八十条ノ八第一項、第二百九十一条第二項、第二百九十三條ノ八第一項及ビ第二百九十四條、有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第八條第一項但書、第十二條ノ二第一項、第二十八條ノ二第一項、第四十四條ノ三、第四十五條及ビ第五十二条ノ三第一項並ニ株券等の保管及び振替に関する法律（昭和十九年法律第三十号）第三十二條第八項ニ定メタル事件ハ会社（親会社（商法第二百一十一條ノ二第一項（有限会社法第二十四條第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム以下本項ニ於テ之ニ同ジ）ニ規定スル親会社ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ノ株主又ハ社員ガ子会社（商法第二百一十一條ノ二第一項ニ規定スル子会社ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ノ書類ニ付キ申請ヲ為シタルトキハ子会社）ノ本店所在地ノ地方裁判所ノ管轄トス</p> |

）
（略）

第三百三十二条ノ八 商法第二百六十条ノ四第六項、第二百六十三条第七項（同法第二百四十四条第六項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第二百八十二条第三項（同法第四百二十条第六項及ビ商法特例法第十五条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）及ビ第二百九十三条ノ八第一項ノ規定ニ依ル許可ヲ申請スル場合ニ於テハ其事由ヲ疎明スルコトヲ要ス

）
（略）

）
（略）

第三百三十二条ノ八 商法第二百六十条ノ四第六項、第二百六十三条第七項（同法第二百四十四条第六項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第二百八十二条第三項（同法第四百二十条第六項及ビ商法特例法第十五条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）及ビ第二百九十三条ノ八第一項並ニ株券等の保管及び振替に関する法律第三十二条第八項ノ規定ニ依ル許可ヲ申請スル場合ニ於テハ其事由ヲ疎明スルコトヲ要ス

）
（略）

鉄道抵当法（明治三十八年法律第五十三号）（附則第四十五条関係）

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>第五十一条 鉄道事業ヲ営ム者ニ非スシテ競売ニ加入スル者ハ競買ノ申込ト共ニ保証トシテ最低競売価額百分ノ五ニ相当スル金額ヲ現金又ハ有価証券（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）<u>第三百条第一項ニ規定スル振替債</u>ニシテ国土交通省令ノ定ムルモノヲ含ム以下同ジ）ヲ以テ供託スヘシ</p> <p>（略）</p> | <p>第五十一条 鉄道事業ヲ営ム者ニ非スシテ競売ニ加入スル者ハ競買ノ申込ト共ニ保証トシテ最低競売価額百分ノ五ニ相当スル金額ヲ現金又ハ有価証券（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）<u>第二百二十九条第一項ニ規定スル振替社債等</u>ニシテ国土交通省令ノ定ムルモノヲ含ム以下同ジ）ヲ以テ供託スヘシ</p> <p>（略）</p> |

関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）（附則第四十六条関係）

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>（申立てに係る供託等） 第二十一条の三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項の規定により供託する金銭は、国債、地方債その他の有価証券（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）（第三百条第一項（振替債の供託）に規定する振替債を含む。以下この条及び第二十一条の五において同じ。）で税関長が確実と認めるものをもつてこれに代えることができる。</p> <p>4～11（略）</p> | <p>（申立てに係る供託等） 第二十一条の三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項の規定により供託する金銭は、国債、地方債その他の有価証券（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）（第二百九条第一項（振替社債等の供託）に規定する振替社債等を含む。以下この条及び第二十一条の五において同じ。）で税関長が確実と認めるものをもつてこれに代えることができる。</p> <p>4～11（略）</p> |

信託法（大正十一年法律第六十二号）（附則第四十七条関係）

| | |
|--|---------------------------|
| 改正案 | 現行 |
| <p>第三条（略）</p> <p>株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アル会社ノ株式ニ付テハ信託ハ株主名簿ニ信託財産タル旨ヲ記載又ハ記録スルニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ズ</p> | <p>第三条（略）</p> <p>（新設）</p> |

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>第二十八条（略）</p> <p>（略）</p> <p>第一項第六号ノ二ノ「振替業」トハ社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第四項ニ掲グル口座管理機関トシテ行フ振替業ヲ謂フ</p> <p>）（略）</p> <p>第一項第十九号ノ「短期社債等」トハ次ニ掲グルモノヲ謂フ</p> <p>一 社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号ニ掲グル短期社債</p> <p>二 六（略）</p> <p>七 其ノ権利ノ帰属ガ社債、株式等の振替に関する法律ノ規定ニ依リ振替口座簿ノ記載又ハ記録ニ依リ定マルモノトサレル外国法人ノ発行スル債券（新株予約権付社債券ノ性質ヲ有スルモノヲ除ク）ニ表示サレルベキ権利ノ内次ニ掲グル要件ノ何レニモ該当スルモノ</p> <p>イ 二（略）</p> <p>（略）</p> | <p>第二十八条（略）</p> <p>（略）</p> <p>第一項第六号ノ二ノ「振替業」トハ社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第四項ニ掲グル口座管理機関トシテ行フ振替業ヲ謂フ</p> <p>）（略）</p> <p>第一項第十九号ノ「短期社債等」トハ次ニ掲グルモノヲ謂フ</p> <p>一 社債等の振替に関する法律第六十六条第一号ニ掲グル短期社債</p> <p>二 六（略）</p> <p>七 其ノ権利ノ帰属ガ社債等の振替に関する法律ノ規定ニ依リ振替口座簿ノ記載又ハ記録ニ依リ定マルモノトサレル外国法人ノ発行スル債券（新株予約権付社債券ノ性質ヲ有スルモノヲ除ク）ニ表示サレルベキ権利ノ内次ニ掲グル要件ノ何レニモ該当スルモノ</p> <p>イ 二（略）</p> <p>（略）</p> |

陸上交通事業調整法（昭和十三年法律第七十一号）（附則第四十九条関係）

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>第六条 第二条ノ規定ニ依ル調整ノ実施ニ因リ調整ノ区域内ニ於ケル主要ナル陸上交通事業ヲ包括シ経営スルニ至リタル会社ニシテ勅令ニ依リ指定スルモノノ定款ノ変更、社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号ニ規定スル短期社債ヲ除ク）ノ募集、合併、分割及解散ノ決議八国土交通大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ</p> | <p>第六条 第二条ノ規定ニ依ル調整ノ実施ニ因リ調整ノ区域内ニ於ケル主要ナル陸上交通事業ヲ包括シ経営スルニ至リタル会社ニシテ勅令ニ依リ指定スルモノノ定款ノ変更、社債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号ニ規定スル短期社債ヲ除ク）ノ募集、合併、分割及解散ノ決議八国土交通大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ</p> |

有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）（附則第五十条関係）

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>第二十条（略）</p> <p>商法第二百六条ノ二第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ名義書換ニ之ヲ準用ス</p> <p>第二十三条（略）</p> <p>第二十条第一項ノ規定ハ持分ノ質入ニ、商法第二百六条ノ二第三項ノ規定ハ持分ノ質権者ニ之ヲ準用ス</p> <p>第二十四条 商法第二百八条、第二百九条第一項第二項、第二百十条第一項乃至第三項、第二百十条ノ二第一項第二項、第二百十一条ノ二及第二百十三条第一項第四項ノ規定ハ社員ノ持分ニ之ヲ準用ス</p> <p>・（略）</p> <p>会社八第一項ニ於テ準用スル商法第二百十三条第四項ノ公告ニ代ヘテ公告スベキ事項ヲ社員及社員名簿ニ記載又ハ記録アル質権者ニ通知スルコトヲ得</p> <p>（略）</p> <p>第六十七条（略）</p> | <p>第二十条（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第二十三条（略）</p> <p>第二十条ノ規定ハ持分ノ質入ニ之ヲ準用ス</p> <p>第二十四条 商法第二百八条、第二百九条第一項第二項、第二百十条第一項乃至第三項、第二百十条ノ二第一項第二項、第二百十一条ノ二及第二百十三条ノ規定ハ社員ノ持分ニ之ヲ準用ス</p> <p>・（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（略）</p> <p>第六十七条（略）</p> |

第六十一条第一項、第六十四条第五項、第六十四条ノ二及前条並ニ
商法第二百九条第三項及第四項ノ規定八第一項ノ組織変更ノ場合ニ
之ヲ準用ス

第八十五条 第七十七条第一項若八第二項ニ掲グル者、外国会社ノ代
表者又八検査役八左ノ場合ニ於テ八百万円以下ノ過料ニ処ス但シ其
ノ行為ニ付刑ヲ科スベキトキ八此ノ限ニ在ラズ

一・二 (略)

三 本法ニ違反シ正当ノ事由ナクシテ書類若八電磁的記録ニ記録セ
ラレタル情報ノ内容ヲ法務省令ニ定ムル方法ニ依リ表示シタルモ
ノノ閲覧若八謄写又八書類ノ謄本若八抄本ノ交付、電磁的記録ニ
記録セラレタル情報ヲ電磁的方法ニシテ法務省令ニ定ムルモノニ
依リ提供スルコト若八其ノ情報ノ内容ヲ記載シタル書面ノ交付若
ハ社員名簿ニ記載若八記録セラレタル事項ヲ証明シタル書面ノ交
付ヲ拒ミタルトキ

四ノ二十二 (略)
(略)

第六十一条第一項、第六十四条第五項、第六十四条ノ二及前条並ニ
商法第二百九条第三項ノ規定八第一項ノ組織変更ノ場合ニ之ヲ準用
ス

第八十五条 第七十七条第一項若八第二項ニ掲グル者、外国会社ノ代
表者又八検査役八左ノ場合ニ於テ八百万円以下ノ過料ニ処ス但シ其
ノ行為ニ付刑ヲ科スベキトキ八此ノ限ニ在ラズ

一・二 (略)

三 本法ニ違反シ正当ノ事由ナクシテ書類若八電磁的記録ニ記録セ
ラレタル情報ノ内容ヲ法務省令ニ定ムル方法ニ依リ表示シタルモ
ノノ閲覧若八謄写又八書類ノ謄本若八抄本ノ交付若八電磁的記録
ニ記録セラレタル情報ヲ電磁的方法ニシテ法務省令ニ定ムルモノ
ニ依リ提供スルコト若八其ノ情報ノ内容ヲ記載シタル書面ノ交付
ヲ拒ミタルトキ

四ノ二十二 (略)
(略)

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>第二条（略） 〽（略）</p> <p>この法律において「子会社」とは、会社がその総株主（総社員を含む。以下同じ。）の議決権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。第四章において同じ。）の過半数を有する他の国内の会社をいう。この場合において、会社が有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第五百五十五条第一項又は第五百五十六条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。</p> <p>第九条（略） ・（略）</p> <p>会社及びその一若しくは二以上の子会社又は会社の一若しくは二以上の子会社が総株主の議決権の過半数を有する他の国内の会社は、当該会社の子会社とみなして、この条の規定を適用する。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は会社の一</p> | <p>第二条（略） 〽（略）</p> <p>この法律において「子会社」とは、会社がその総株主（総社員を含む。以下同じ。）の議決権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。第四章において同じ。）の過半数を有する他の国内の会社をいう。</p> <p>第九条（略） ・（略）</p> <p>会社及びその一若しくは二以上の子会社又は会社の一若しくは二以上の子会社が総株主の議決権の過半数を有する他の国内の会社は、当該会社の子会社とみなして、この条の規定を適用する。</p> |

若しくは二以上の子会社が有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。

・ (略)

第十条 (略)

会社であつて、その総資産の額(最終の貸借対照表による資産の合計金額をいう。以下同じ。)が二十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超え、かつ、当該会社並びに当該会社の子会社及び当該会社の総株主の議決権の過半数を有する国内の会社の総資産の額を合計した額(以下「総資産合計額」という。)が百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるもの(以下この条において「株式所有会社」という。)は、他の国内の会社であつてその総資産の額が十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるもの(以下この項において「株式発行会社」という。)(の株式を取得し、又は所有する場合(金銭又は有価証券の信託に係る株式について、自己が、委託者若しくは受益者となり議決権を行使することができる場合又は議決権の行使について受託者に指図を行うことができる場合を含む。)(において、株式発行会社の総株主の議決権に占める株式所有会社の当該取得し、又は所有する株式に係る議決権(社債、株式等の振替に関する法律第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項の規定により発行者に対抗する

・ (略)

第十条 (略)

会社であつて、その総資産の額(最終の貸借対照表による資産の合計金額をいう。以下同じ。)が二十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超え、かつ、当該会社並びに当該会社の子会社及び当該会社の総株主の議決権の過半数を有する国内の会社の総資産の額を合計した額(以下「総資産合計額」という。)が百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるもの(以下この条において「株式所有会社」という。)は、他の国内の会社であつてその総資産の額が十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるもの(以下この項において「株式発行会社」という。)(の株式を取得し、又は所有する場合(金銭又は有価証券の信託に係る株式について、自己が、委託者若しくは受益者となり議決権を行使することができる場合又は議決権の行使について受託者に指図を行うことができる場合を含む。)(において、株式発行会社の総株主の議決権に占める株式所有会社の当該取得し、又は所有する株式に係る議決権の割合が、百分の十を下回らない範囲内において政令で定める数値(複数の数値を定めた場合にあつては、政令

ことができないう株式に係る議決権を含む。)の割合が、百分の十を下回らない範囲内において政令で定める数値(複数の数値を定めた場合にあつては、政令で定めるところにより、それぞれの数値)を超えることとなるときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、その超えることとなつた日から三十日以内に、当該株式に関する報告書を公正取引委員会に提出しなければならない。ただし、株式発行会社の発行済の株式の全部をその設立と同時に取得する場合、銀行業又は保険業を営む会社が他の国内の会社(銀行業又は保険業を営む会社その他公正取引委員会規則で定める会社を除く。次条第一項及び第二項において同じ。)の株式を取得し、又は所有する場合及び証券業を営む会社が業務として株式を取得し、又は所有する場合、この限りでない。

前項の場合において、国内の会社が有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。

第二項の規定は、株式所有会社が、他の外国会社であつてその国内の営業所(当該外国会社の子会社の営業所を含む。)の最終の貸借対照表と共に作成した損益計算書による売上高(以下「国内売上高」という。)が十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるものの株式を取得し、又は所有する場合に準用する。

第十五条 (略)

で定めるところにより、それぞれの数値)を超えることとなるときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、その超えることとなつた日から三十日以内に、当該株式に関する報告書を公正取引委員会に提出しなければならない。ただし、株式発行会社の発行済の株式の全部をその設立と同時に取得する場合、銀行業又は保険業を営む会社が他の国内の会社(銀行業又は保険業を営む会社その他公正取引委員会規則で定める会社を除く。次条第一項及び第二項において同じ。)の株式を取得し、又は所有する場合及び証券業を営む会社が業務として株式を取得し、又は所有する場合は、この限りでない。

(新設)

前項の規定は、株式所有会社が、他の外国会社であつてその国内の営業所(当該外国会社の子会社の営業所を含む。)の最終の貸借対照表と共に作成した損益計算書による売上高(以下「国内売上高」という。)が十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるものの株式を取得し、又は所有する場合に準用する。

第十五条 (略)

(略)

前項の場合において、会社が有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。

前二項の規定は、外国会社が合併をしようとする場合に準用する。
。この場合において、第二項中「総資産合計額」とあるのは、「国内売上高」と読み替えるものとする。

(略)

公正取引委員会は、第十七条の二の規定により当該合併に関し必要な措置を命ずるために、審判開始決定をし、又は勧告する場合には、前項本文に規定する三十日の期間又は同項ただし書の規定により短縮された期間（公正取引委員会が合併会社のうち少なくとも一の会社に対してそれぞれの期間内に公正取引委員会規則で定めるところにより必要な報告、情報又は資料の提出（以下この項において「報告等」という。）を求めた場合においては、前項の届出受理の日から百二十日を経過した日とすべての報告等を受理した日から九十日を経過した日とのいずれか遅い日までの期間）内に、これをしなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 第二項（第四項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定により届け出た合併に関する計画のうち、第一項の規定に照らして重要な事項が当該計画において行われることとされている期限までに行われなかつた場合（当該期限から起算して

(略)

(新設)

前項の規定は、外国会社が合併をしようとする場合に準用する。
この場合において、同項中「総資産合計額」とあるのは、「国内売上高」と読み替えるものとする。

(略)

公正取引委員会は、第十七条の二の規定により当該合併に関し必要な措置を命ずるために、審判開始決定をし、又は勧告する場合には、前項本文に規定する三十日の期間又は同項ただし書の規定により短縮された期間（公正取引委員会が合併会社のうち少なくとも一の会社に対してそれぞれの期間内に公正取引委員会規則で定めるところにより必要な報告、情報又は資料の提出（以下この項において「報告等」という。）を求めた場合においては、前項の届出受理の日から百二十日を経過した日とすべての報告等を受理した日から九十日を経過した日とのいずれか遅い日までの期間）内に、これをしなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 第二項（第三項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定により届け出た合併に関する計画のうち、第一項の規定に照らして重要な事項が当該計画において行われることとされている期限までに行われなかつた場合（当該期限から起算して

一年以内に本文の審判開始決定をし、又は勧告する場合に限る。

二 (略)

第十五条の二 (略)

〽 (略)

前条第三項の規定は、前項の場合に準用する。

第二項から前項までの規定は、外国会社が共同新設分割をしようとし、又は吸収分割をしようとする場合に準用する。この場合において、第二項及び第三項中「総資産合計額」及び「最終の貸借対照表と共に作成した損益計算書による売上高」とあるのは、「国内売上高」と読み替えるものとする。

前条第五項及び第六項の規定は、第二項及び第三項（前項において準用する場合を含む。）の規定による届出に係る共同新設分割及び吸収分割の制限並びに公正取引委員会がする審判開始決定又は勧告に準用する。この場合において、同条第五項中「合併」とあるのは「共同新設分割又は吸収分割」と、同条第六項中「合併に」とあるのは「共同新設分割又は吸収分割に」と、「合併会社のうち少なくとも一の会社」とあるのは「共同新設分割をしようとし、又は吸収分割をしようとする会社のうち少なくとも一の会社」と読み替えるものとする。

第十六条 (略)

一年以内に本文の審判開始決定をし、又は勧告する場合に限る。

二 (略)

第十五条の二 (略)

〽 (略)

(新設)

前三項の規定は、外国会社が共同新設分割をしようとし、又は吸収分割をしようとする場合に準用する。この場合において、第二項及び第三項中「総資産合計額」及び「最終の貸借対照表と共に作成した損益計算書による売上高」とあるのは、「国内売上高」と読み替えるものとする。

前条第四項及び第五項の規定は、第二項及び第三項（前項において準用する場合を含む。）の規定による届出に係る共同新設分割及び吸収分割の制限並びに公正取引委員会がする審判開始決定又は勧告に準用する。この場合において、同条第四項中「合併」とあるのは「共同新設分割又は吸収分割」と、同条第五項中「合併に」とあるのは「共同新設分割又は吸収分割に」と、「合併会社のうち少なくとも一の会社」とあるのは「共同新設分割をしようとし、又は吸収分割をしようとする会社のうち少なくとも一の会社」と読み替えるものとする。

第十六条 (略)

会社であつて、その会社に係る総資産合計額が百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるもの（第五項において「譲受会社」という。）は、次の各号の一に該当する場合には、公正取引委員会規則で定めるところにより、あらかじめ営業又は営業上の固定資産（以下この条において「営業等」という。）の譲受けに関する計画を公正取引委員会に届け出なければならない。

一・二（略）

（略）

第十五条第三項の規定は、前項の場合に準用する。

前三項の規定は、譲受会社が他の外国会社の営業等の譲受けをしようとする場合に準用する。この場合において、第二項第一号中「総資産の額」とあり、同項第二号中「最終の貸借対照表と共に作成した損益計算書による売上高」とあるのは、「国内売上高」と読み替えるものとする。

第十五条第五項及び第六項の規定は、第二項（前項において準用する場合を含む。）の規定による届出に係る営業等の譲受けの制限及び公正取引委員会がする審判開始決定又は勧告について準用する。この場合において、同条第五項中「合併」とあるのは「営業又は営業上の固定資産の譲受け」と、同条第六項中「合併に」とあるのは「営業又は営業上の固定資産の譲受けに」と、「合併会社のうち少なくとも一の会社」とあるのは「営業又は営業上の固定資産の譲受けをしようとする会社」と読み替えるものとする。

会社であつて、その会社に係る総資産合計額が百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるもの（第四項において「譲受会社」という。）は、次の各号の一に該当する場合には、公正取引委員会規則で定めるところにより、あらかじめ営業又は営業上の固定資産（以下この条において「営業等」という。）の譲受けに関する計画を公正取引委員会に届け出なければならない。

一・二（略）

（略）

（新設）

前二項の規定は、譲受会社が他の外国会社の営業等の譲受けをしようとする場合に準用する。この場合において、第二項第一号中「総資産の額」とあり、同項第二号中「最終の貸借対照表と共に作成した損益計算書による売上高」とあるのは、「国内売上高」と読み替えるものとする。

第十五条第四項及び第五項の規定は、第二項（前項において準用する場合を含む。）の規定による届出に係る営業等の譲受けの制限及び公正取引委員会がする審判開始決定又は勧告について準用する。この場合において、同条第四項中「合併」とあるのは「営業又は営業上の固定資産の譲受け」と、同条第五項中「合併に」とあるのは「営業又は営業上の固定資産の譲受けに」と、「合併会社のうち少なくとも一の会社」とあるのは「営業又は営業上の固定資産の譲受けをしようとする会社」と読み替えるものとする。

第十七条の二 第九条第五項若しくは第六項、第十条第一項、第二項若しくは第四項、第十一条第一項、第十五条第一項、第十五条の二第一項、第十六条第一項又は前条の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、事業者に対し、報告書の提出若しくは届出を命じ、又は株式の全部若しくは一部の処分、営業の一部の譲渡その他これらの規定に違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができる。

(略)

第十八条 公正取引委員会は、第十五条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)及び第五項の規定に違反して会社が合併した場合においては、合併の無効の訴えを提起することができる。

前項の規定は、第十五条の二第二項及び第三項(これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。)並びに同条第七項において準用する第十五条第五項の規定に違反して会社が共同新設分割又は吸収分割をした場合に準用する。この場合において、前項中「合併の無効の訴え」とあるのは、「共同新設分割又は吸収分割の無効の訴え」と読み替えるものとする。

第四十八条 公正取引委員会は、第三条、第六条、第八条、第九条第一項、第二項、第五項若しくは第六項、第十条第一項、第二項若しくは第四項、第十一条第一項、第十三条、第十四条、第十五条第一項、第十五条の二第一項、第十六条第一項、第十七条又は第十九条

第十七条の二 第九条第五項若しくは第六項、第十条、第十一条第一項、第十五条第一項、第十五条の二第一項、第十六条第一項又は前条の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、事業者に対し、報告書の提出若しくは届出を命じ、又は株式の全部若しくは一部の処分、営業の一部の譲渡その他これらの規定に違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができる。

(略)

第十八条 公正取引委員会は、第十五条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)及び第四項の規定に違反して会社が合併した場合においては、合併の無効の訴えを提起することができる。

前項の規定は、第十五条の二第二項及び第三項(これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。)並びに同条第六項において準用する第十五条第四項の規定に違反して会社が共同新設分割又は吸収分割をした場合に準用する。この場合において、前項中「合併の無効の訴え」とあるのは、「共同新設分割又は吸収分割の無効の訴え」と読み替えるものとする。

第四十八条 公正取引委員会は、第三条、第六条、第八条、第九条第一項、第二項、第五項若しくは第六項、第十条、第十一条第一項、第十三条、第十四条、第十五条第一項、第十五条の二第一項、第十六条第一項、第十七条又は第十九条の規定に違反する行為があると

の規定に違反する行為があると認める場合には、当該違反行為をし
ているもの（当該違反行為が第八条に係るものであるときは、当該
事業者団体の役員及び管理人並びにその構成事業者を含む。）に対
し、適切な措置をとるべきことを勧告することができる。

）（略）

第五十四条 公正取引委員会は、審判手続を経た後、第三条、第六条
、第八条、第九条第一項、第二項、第五項若しくは第六項、第十条
第一項、第二項若しくは第四項、第十一条第一項、第十三条、第十
四条、第十五条第一項、第十五条の二第一項、第十六条第一項、第
十七条若しくは第十九条の規定に違反する行為があると認める場合
又は独占的状态があると認める場合には、審決をもつて、被審人に
対し、第七条第一項、第八条の二第一項若しくは第三項、第十七条
の二若しくは第二十条第一項又は第八条の四第一項に規定する措置
を命じなければならない。

・（略）

第六十二条 公正取引委員会が、第五十四条第一項又は第二項の規定
により、審決をもつて違反行為の差止めその他の処分を命じた場合
においては、被審人は、裁判所の定める保証金又は有価証券（社債
、株式等の振替に関する法律第三百条第一項に規定する振替債を含
む。次条第一項及び第六十八条において同じ。）を供託して、当該
審決が確定するまでその執行を免れることができる。

認める場合には、当該違反行為をしているもの（当該違反行為が第
八条に係るものであるときは、当該事業者団体の役員及び管理人並
びにその構成事業者を含む。）に対し、適切な措置をとるべきこと
を勧告することができる。

）（略）

第五十四条 公正取引委員会は、審判手続を経た後、第三条、第六条
、第八条、第九条第一項、第二項、第五項若しくは第六項、第十条
、第十一条第一項、第十三条、第十四条、第十五条第一項、第十五
条の二第一項、第十六条第一項、第十七条若しくは第十九条の規定
に違反する行為があると認める場合又は独占的状态があると認める
場合には、審決をもつて、被審人に対し、第七条第一項、第八条の
二第一項若しくは第三項、第十七条の二若しくは第二十条第一項又
は第八条の四第一項に規定する措置を命じなければならない。

・（略）

第六十二条 公正取引委員会が、第五十四条第一項又は第二項の規定
により、審決をもつて違反行為の差止めその他の処分を命じた場合
においては、被審人は、裁判所の定める保証金又は有価証券（社債
等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百二十九条
第一項に規定する振替社債等を含む。次条第一項及び第六十八条に
おいて同じ。）を供託して、当該審決が確定するまでその執行を免

(略)

第九十一条の二次の各号のいずれかに該当するものは、二百万円以下の罰金に処する。

一～三(略)

四 第十条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反して報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

五 第十五条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の記載をした届出書を提出した者

六 第十五条第五項の規定に違反して合併による設立又は変更の登記をした者

七 第十五条の二第二項及び第三項(これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。)の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の記載をした届出書を提出した者

八 第十五条の二第七項において準用する第十五条第五項の規定に違反して共同新設分割による設立の登記又は吸収分割による変更の登記をした者

九 第十六条第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の記載をした届出書を提出した者

れることができる。

(略)

第九十一条の二次の各号のいずれかに該当するものは、二百万円以下の罰金に処する。

一～三(略)

四 第十条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反して報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

五 第十五条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の記載をした届出書を提出した者

六 第十五条第四項の規定に違反して合併による設立又は変更の登記をした者

七 第十五条の二第二項及び第三項(これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。)の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の記載をした届出書を提出した者

八 第十五条の二第六項において準用する第十五条第四項の規定に違反して共同新設分割による設立の登記又は吸収分割による変更の登記をした者

九 第十六条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の記載をした届出書を提出した者

十 第十六条第六項において準用する第十五条第五項の規定に違反して第十六条第一項第一号又は第二号に該当する行為をした者
十一・十二 (略)

十 第十六条第五項において準用する第十五条第四項の規定に違反して第十六条第一項第一号又は第二号に該当する行為をした者
十一・十二 (略)

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>（公有財産の範圍及び分類） 第二百三十八條（略）</p> <p>2 前項第六号の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債</p> <p>二 了六（略）</p> <p>3・4（略）</p> <p>（債権） 第二百四十條（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前二項の規定は、次の各号に掲げる債権については、これを適用しない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 証券に化体されている債権（国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）の規定により登録されたもの及び社債、株式等の振替に関する法律の規定により振替口座簿に記載され、又は記録されたものを含む。）</p> <p>四 了七（略）</p> | <p>（公有財産の範圍及び分類） 第二百三十八條（略）</p> <p>2 前項第六号の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債</p> <p>二 了六（略）</p> <p>3・4（略）</p> <p>（債権） 第二百四十條（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前二項の規定は、次の各号に掲げる債権については、これを適用しない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 証券に化体されている債権（国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）の規定により登録されたもの及び社債等の振替に関する法律の規定により振替口座簿に記載され、又は記録されたものを含む。）</p> <p>四 了七（略）</p> |

[

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>第十条（略）</p> <p>第六項第三号の二、第六号の三及び第十五号並びに第十四項の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債</p> <p>二 六（略）</p> <p>七 その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券（新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。）に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの</p> <p>イ 二（略）</p> <p>第六項第十号の二の「振替業」とは、社債、株式等の振替に関する法律第二条第四項に規定する口座管理機関として行う振替業をいう。</p> <p>・（略）</p> | <p>第十条（略）</p> <p>第六項第三号の二、第六号の三及び第十五号並びに第十四項の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債</p> <p>二 六（略）</p> <p>七 その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券（新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。）に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの</p> <p>イ 二（略）</p> <p>第六項第十号の二の「振替業」とは、社債等の振替に関する法律第二条第四項に規定する口座管理機関として行う振替業をいう。</p> <p>・（略）</p> |

第十一条の二（略）

（略）

前項の場合において、組合又はその子会社が有する議決権には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は持分に係る議決権（委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該組合若しくはその子会社に指図を行うことができるものに限る。）その他農林水産省令で定める議決権を含まないものとし、信託財産である株式又は持分に係る議決権で、当該組合又はその子会社が委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるもの（農林水産省令で定める議決権を除く。

）及び社債、株式等の振替に関する法律第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。

第十一条の二（略）

（略）

前項の場合において、組合又はその子会社が有する議決権には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は持分に係る議決権（委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該組合若しくはその子会社に指図を行うことができるものに限る。）その他農林水産省令で定める議決権を含まないものとし、信託財産である株式又は持分に係る議決権で、当該組合又はその子会社が委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるもの（農林水産省令で定める議決権を除く。

）を含むものとする。

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>第二十三条の八（略）</p> <p>前項の規定にかかわらず、発行登録によりあらかじめその募集又は売出しが登録されている社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）<u>第三百条第一項</u>に規定する振替債のうち同法第六十六条第一号に規定する短期社債その他政令で定めるもの（その取扱いを行う振替機関（同法第二条第二項に規定する振替機関をいう。）により、その発行残高が公衆の縦覧に供されるものに限る。）については、当該発行登録がその効力を生じている場合には、これを募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けることができる。</p> <p>）（略）</p> <p>第二十八条の四（略）</p> <p>前項第十号及び第十一号の「主要株主」とは、会社の総株主又は総出資者の議決権（株式会社又は有限会社にあつては、商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この項及び第三十三条の二第一項において同じ。）の百分の二十（会社の財務及び営業の方針の決</p> | <p>第二十三条の八（略）</p> <p>前項の規定にかかわらず、発行登録によりあらかじめその募集又は売出しが登録されている社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）<u>第二百十九条第一項</u>に規定する振替社債等のうち同法第六十六条第一号に規定する短期社債その他政令で定めるもの（その取扱いを行う振替機関（同法第二条第二項に規定する振替機関をいう。）により、その発行残高が公衆の縦覧に供されるものに限る。）については、当該発行登録がその効力を生じている場合には、これを募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けることができる。</p> <p>）（略）</p> <p>第二十八条の四（略）</p> <p>前項第十号及び第十一号の「主要株主」とは、会社の総株主又は総出資者の議決権（株式会社又は有限会社にあつては、商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この項及び第三十三条の二第一項において同じ。）の百分の二十（会社の財務及び営業の方針の決</p> |

定に対して重要な影響を与えることが推測される事実として内閣府令で定める事実がある場合には、百分の十五）以上の数の議決権（社債、株式等の振替に関する法律第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項（これらの規定を同法第百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は持分に係る議決権を含み、保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。以下この条及び第三十三条の二第二項において「対象議決権」という。）を保有している者をいう。

）（略）

第三十四条 証券会社は、第二条第八項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務その他の証券業に付随する業務を営むことができる。

一（略）

一の二 社債、株式等の振替に関する法律第二条第四項の口座管理機関として行う振替業

二～十（略）

）（略）

第六十五条（略）

前項本文の規定は、銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関が、次の各号に掲げる有価証券（当該有価証券の有価証券

定に対して重要な影響を与えることが推測される事実として内閣府令で定める事実がある場合には、百分の十五）以上の数の議決権（保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。以下この条及び第三十三条の二第一項において「対象議決権」という。）を保有している者をいう。

）（略）

第三十四条 証券会社は、第二条第八項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務その他の証券業に付随する業務を営むことができる。

一（略）

一の二 社債等の振替に関する法律第二条第四項の口座管理機関として行う振替業

二～十（略）

）（略）

第六十五条（略）

前項本文の規定は、銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関が、次の各号に掲げる有価証券（当該有価証券の有価証券

指数を含む。以下この項において同じ。）又は取引について、当該各号に定める行為を行う場合には、適用しない。

一 第二条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券、同項第三号に掲げる有価証券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの並びに商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十三条ノ二に規定する短期商工債券、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の三の二第一項に規定する短期債券及び農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債券に限る。）、第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券、同項第四号に掲げる有価証券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの並びに社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債及びこれに類するものとして政令で定めるものに限る。）、第二条第一項第五号の三、第七号の三及び第七号の四に掲げる有価証券、同項第八号に掲げる有価証券（発行の日から償還の日までの期間が一年未満のものに限る。）、同項第九号に掲げる有価証券のうち政令で定めるもの、同項第十号に掲げる有価証券、同項第十一号に掲げる有価証券のうち政令で定めるもの並びに同条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利 同条第八項第一号から第三号まで及び第四号から第六号までに掲げる行為

二了六（略）

指数を含む。以下この項において同じ。）又は取引について、当該各号に定める行為を行う場合には、適用しない。

一 第二条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券、同項第三号に掲げる有価証券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの並びに商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十三条ノ二に規定する短期商工債券、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の三の二第一項に規定する短期債券及び農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債券に限る。）、第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券、同項第四号に掲げる有価証券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの並びに社債等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債及びこれに類するものとして政令で定めるものに限る。）、第二条第一項第五号の三、第七号の三及び第七号の四に掲げる有価証券、同項第八号に掲げる有価証券（発行の日から償還の日までの期間が一年未満のものに限る。）、同項第九号に掲げる有価証券のうち政令で定めるもの、同項第十号に掲げる有価証券、同項第十一号に掲げる有価証券のうち政令で定めるもの並びに同条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利 同条第八項第一号から第三号まで及び第四号から第六号までに掲げる行為

二了六（略）

第七十九条の五十七 前条第一項の請求をした認定証券会社の一般顧客が次の各号に該当する場合において基金が同項の規定により支払すべき金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による金額から当該各号に定める額を控除した金額に相当する金額とする。

一・二 (略)

三 補償対象債権に係る顧客資産のうち社債、株式等の振替に関する法律第六十条第一項に規定する補償対象債権を有する場合 同項の補償対象債権に相当する顧客資産を内閣府令・財務省令で定めるところにより評価した金額(当該顧客資産について同条第五項の適用がある場合には、当該金額から同項の規定により減額された支払額を控除した金額)

(略)

第三百三条 何人も、株式会社証券取引所の総株主の議決権(商法第二百一十一条ノ二第四項に規定する種類の株式に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式に係る議決権を含む。第四項を除き、以下この章において同じ。)の百分の五十を超える議決権(社債、株式等の振替に関する法律第五十五条第一項又は第五十六条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含み、取得又は保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。以下この章において「対象議決権」という。)を取得し、又は保有してはならない。ただし、証券業協会、証券取引所、証券取引所持株会社、金融先

第七十九条の五十七 前条第一項の請求をした認定証券会社の一般顧客が次の各号に該当する場合において基金が同項の規定により支払すべき金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による金額から当該各号に定める額を控除した金額に相当する金額とする。

一・二 (略)

三 補償対象債権に係る顧客資産のうち社債等の振替に関する法律第六十条第一項に規定する補償対象債権を有する場合 同項の補償対象債権に相当する顧客資産を内閣府令・財務省令で定めるところにより評価した金額(当該顧客資産について同条第五項の適用がある場合には、当該金額から同項の規定により減額された支払額を控除した金額)

(略)

第三百三条 何人も、株式会社証券取引所の総株主の議決権(商法第二百一十一条ノ二第四項に規定する種類の株式に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式に係る議決権を含む。第四項を除き、以下この章において同じ。)の百分の五十を超える議決権(取得又は保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。以下この章において「対象議決権」という。)を取得し、又は保有してはならない。ただし、証券業協会、証券取引所、証券取引所持株会社、金融先物取引法第九条の二第一項ただし書の規定により株式会社証券取引所を子会社とすることについて認可を受けた金融先物取引所(同法第二条第七項に規

物取引法第九条の二第一項ただし書の規定により株式会社証券取引所を子会社とすることについて認可を受けた金融先物取引所（同法第二条第七項に規定する金融先物取引所をいう。以下同じ。）又は同法第三十四条の四十六ただし書の規定により株式会社証券取引所を子会社とすることについて認可を受けた金融先物取引所持株会社（同法第二条第九項に規定する金融先物取引所持株会社をいう。以下同じ。）が取得し、又は保有する場合は、この限りでない。

）
（略）

定する金融先物取引所をいう。以下同じ。）又は同法第三十四条の四十六ただし書の規定により株式会社証券取引所を子会社とすることについて認可を受けた金融先物取引所持株会社（同法第二条第九項に規定する金融先物取引所持株会社をいう。以下同じ。）が取得し、又は保有する場合は、この限りでない。

）
（略）

国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）（附則第五十六条関係）

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>（国有財産の範囲）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 前項第六号の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債</p> <p>二 六（略）</p> | <p>（国有財産の範囲）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 前項第六号の「短期社債等」とは次に掲げるものをいう。</p> <p>一 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債</p> <p>二 六（略）</p> |

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>（事業の種類） 第十一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項第四号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>九の二 振替業（社債、株式等の振替に関する法律（平成十二年法律第七十五号）第二条第四項に規定する口座管理機関として行う振替業をいう。以下同じ。）</p> <p>十〇十二（略）</p> <p>4 〇一二（略）</p> <p>（経営の健全性の確保） 第十一条の六（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の場合において、組合又はその子会社が有する議決権には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は持分に係る議決権（委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該組合若しくはその子会社に指図を行うことができるものに限</p> | <p>（事業の種類） 第十一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項第四号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>九の二 振替業（社債等の振替に関する法律（平成十二年法律第七十五号）第二条第四項に規定する口座管理機関として行う振替業をいう。以下同じ。）</p> <p>十〇十二（略）</p> <p>4 〇一二（略）</p> <p>（経営の健全性の確保） 第十一条の六（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の場合において、組合又はその子会社が有する議決権には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は持分に係る議決権（委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該組合若しくはその子会社に指図を行うことができるものに限</p> |

る。(その他主務省令で定める議決権を含まないものとし、信託財産である株式又は持分に係る議決権で、当該組合又はその子会社が委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるもの(主務省令で定める議決権を除く。))及び社債、株式等の振替に関する法律第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。

る。(その他主務省令で定める議決権を含まないものとし、信託財産である株式又は持分に係る議決権で、当該組合又はその子会社が委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるもの(主務省令で定める議決権を除く。))を含むものとする。

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>（信用協同組合） 第九条の八（略） 2～5（略） 6 第二項及び前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 短期社債等 次に掲げるものをいう。 イ 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号（権利の帰属）に規定する短期社債 ロ～ヘ（略） ト その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券（新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。）に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの 一〇二～三（略） 三〇二 振替業 社債、株式等の振替に関する法律第二条第四項（定義）の口座管理機関として行う振替業をいう。 三〇三・四（略）</p> | <p>（信用協同組合） 第九条の八（略） 2～5（略） 6 第二項及び前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 短期社債等 次に掲げるものをいう。 イ 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号（権利の帰属）に規定する短期社債 ロ～ヘ（略） ト その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券（新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。）に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの 一〇二～三（略） 三〇二 振替業 社債等の振替に関する法律第二条第四項（定義）の口座管理機関として行う振替業をいう。 三〇三・四（略）</p> |

7
} 11
(略)

7
} 11
(略)

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>（信用協同組合等の子会社の定義）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 前項の場合において、信用協同組合等又はその子会社が保有する議決権には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は持分に係る議決権（委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該信用協同組合等若しくはその子会社に指図を行うことができるものに限る。）その他内閣府令で定める議決権を含まないものとし、信託財産である株式又は持分に係る議決権で、当該信用協同組合等又はその子会社が委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるもの（内閣府令で定める議決権を除く。）及び社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。</p> <p>（信用協同組合連合会の子会社の範囲等）</p> <p>第四条の四 信用協同組合連合会は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。第三項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。</p> | <p>（信用協同組合等の子会社の定義）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 前項の場合において、信用協同組合等又はその子会社が保有する議決権には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は持分に係る議決権（委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該信用協同組合等若しくはその子会社に指図を行うことができるものに限る。）その他内閣府令で定める議決権を含まないものとし、信託財産である株式又は持分に係る議決権で、当該信用協同組合等又はその子会社が委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるもの（内閣府令で定める議決権を除く。）を含むものとする。</p> <p>（信用協同組合連合会の子会社の範囲等）</p> <p>第四条の四 信用協同組合連合会は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。第三項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。</p> |

一・二 (略)

三 証券取引法第二条第十二項(定義)に規定する証券仲介業者のうち、証券仲介業(同条第十一項(定義)に規定する証券仲介業をいう。以下この号において同じ。)のほか、証券仲介業に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの(以下「証券仲介専門会社」という。)

四〇八 (略)

二〇七 (略)

一・二 (略)

三 証券取引法第二条第十二項(定義)に規定する証券仲介業者のうち、証券仲介業(同条第十一項(定義)に規定する証券仲介業をいう。以下この号において同じ。)のほか、証券仲介業に付随する業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの(以下「証券仲介専門会社」という。)

四〇八 (略)

二〇七 (略)

家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）（附則第六十条関係）

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>（営業保証金の額等） 第十條の三（略）</p> <p>2 前項の営業保証金は、農林水産省令で定めるところにより、国債証券、地方債証券又は農林水産省令で定めるその他の有価証券（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）<u>第三百条第一項に規定する振替債を含む。</u>）をもつて、これに充てることができる。</p> | <p>（営業保証金の額等） 第十條の三（略）</p> <p>2 前項の営業保証金は、農林水産省令で定めるところにより、国債証券、地方債証券又は農林水産省令で定めるその他の有価証券（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）<u>第二百二十九条第一項に規定する振替社債等を含む。</u>）をもつて、これに充てることができる。</p> |

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>(定義) 第二条 (略) 2 } 16 (略)</p> <p>17 この法律において「海外事業資金貸付」とは、本邦法人又は本邦人が行う外国政府等、外国法人若しくは外国人に対する本邦外において行う事業に必要な長期資金に充てられる長期貸付金に係る債権若しくは当該資金を調達するために発行される外国政府等若しくは外国法人の公債、社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。以下この項において同じ。）その他これらに準ずる債券（以下「貸付金債権等」という。）の取得又は当該資金に充てられる外国政府等、外国法人若しくは外国人の長期借入金若しくは当該資金を調達するために発行される外国政府等若しくは外国法人の公債、社債その他これらに準ずる債券に係る保証債務（保証債務を履行した場合に、その履行した者がその履行した金額につき主たる債務者に対する求償権を取得するものとされるものに限る。）の負担をいう。</p> | <p>(定義) 第二条 (略) 2 } 16 (略)</p> <p>17 この法律において「海外事業資金貸付」とは、本邦法人又は本邦人が行う外国政府等、外国法人若しくは外国人に対する本邦外において行う事業に必要な長期資金に充てられる長期貸付金に係る債権若しくは当該資金を調達するために発行される外国政府等若しくは外国法人の公債、社債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。以下この項において同じ。）その他これらに準ずる債券（以下「貸付金債権等」という。）の取得又は当該資金に充てられる外国政府等、外国法人若しくは外国人の長期借入金若しくは当該資金を調達するために発行される外国政府等若しくは外国法人の公債、社債その他これらに準ずる債券に係る保証債務（保証債務を履行した場合に、その履行した者がその履行した金額につき主たる債務者に対する求償権を取得するものとされるものに限る。）の負担をいう。</p> |

相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）（附則第六十二条関係）

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>（物納） 第四十一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項第三号に規定する短期社債等とは、次に掲げるものをいう。 一 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号（権利の帰属）に規定する短期社債 二 丁六（略）</p> <p>4（略）</p> | <p>（物納） 第四十一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項第三号に規定する短期社債等とは、次に掲げるものをいう。 一 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号（権利の帰属）に規定する短期社債 二 丁六（略）</p> <p>4（略）</p> |

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（附則第六十三条関係）

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>（供託）</p> <p>第九十二条 町村の議会の議員の選挙の場合を除くほか、第八十六条第一項から第三項まで若しくは第八項又は第八十六条の四第一項、第二項、第五項、第六項若しくは第八項の規定により公職の候補者の届出をしようとするものは、公職の候補者一人につき、次の各号の区分による金額又はこれに相当する額面の国債証書（その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。以下この条において同じ。）を供託しなければならない。</p> <p>一～九（略）</p> <p>2・3（略）</p> | <p>（供託）</p> <p>第九十二条 町村の議会の議員の選挙の場合を除くほか、第八十六条第一項から第三項まで若しくは第八項又は第八十六条の四第一項、第二項、第五項、第六項若しくは第八項の規定により公職の候補者の届出をしようとするものは、公職の候補者一人につき、次の各号の区分による金額又はこれに相当する額面の国債証書（その権利の帰属が社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。以下この条において同じ。）を供託しなければならない。</p> <p>一～九（略）</p> <p>2・3（略）</p> |

放送法（昭和二十五年法律第三百二十二号）（附則第六十四条関係）

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>（放送債券）</p> <p>第四十二条 協会は、放送設備の建設又は改修の資金に充てるため、放送債券を発行することができる。</p> <p>2～7 （略）</p> <p>8 前各項に定めるもののほか、放送債券に関し必要な事項については、政令の定めるところにより、商法、非訟事件手続法及び社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の社債に関する規定を準用する。</p> <p>（外国人等の取得した株式の取扱い）</p> <p>第五十二条の八 （略）</p> <p>2 前項の一般放送事業者は、社債等振替法第五十九条第一項又は第八項の規定による通知に係る株主のうち外国人等有する株式のすべてについて社債等振替法第六十条第一項の規定により株主名簿に記載し、又は記録することとした場合に電波法第五条第四項第二号（受託放送事業者にあつては、同条第一項第四号）に該当することとなるときは、同条第四項第二号（受託放送事業者にあつては、同条第一項第四号）に該当することとならないように当該株式の一部に限って株主名簿に記載し、又は記録する方法として総務省令</p> | <p>（放送債券）</p> <p>第四十二条 協会は、放送設備の建設又は改修の資金に充てるため、放送債券を発行することができる。</p> <p>2～7 （略）</p> <p>8 前各項に定めるもののほか、放送債券に関し必要な事項については、政令の定めるところにより、商法、非訟事件手続法及び社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の社債に関する規定を準用する。</p> <p>（外国人等の取得した株式の取扱い）</p> <p>第五十二条の八 （略）</p> <p>（新設）</p> |

で定める方法に従い記載し、又は記録することができる株式以外の株式については、社債等振替法第六十条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により株主名簿に記載し、又は記録することを拒むことができる。

3 第一項の一般放送事業者は、総務省令で定めるところにより、外国人等がその議決権に占める割合を公告しなければならない。ただし、その割合が総務省令で定める割合に達しないときは、この限りでない。

(放送番組の編集等に関する通則等の適用)

第五十二条の二十八 委託放送事業者について第一章の二(次項に規定する委託放送事業者にあつては、第三条の二、第三条の三第二項及び第六条の二を除く。)及び第三章の規定を適用する場合においては、第三条の二及び第三条の三第二項中「国内放送」とあるのは「受託国内放送」と、第三条の二第三項中「放送に」とあるのは「放送の委託に」と、第三条の五中「放送事項」とあるのは「委託放送事項(委託して行わせる放送の放送事項をいう。)」と、同条、第五十一条第一項、第五十一条の二及び第五十二条の二中「行う」とあるのは「委託して行わせる」と、第四条第一項中「したという」とあるのは「委託して行わせたという」と、「放送をした事項」とあるのは「委託して放送を行わせた事項」と、「しなければならない」とあるのは「委託して行わせない」と、同条第二項中「その」とあるのは「その委託して行わせた」と、第六条中

2 前項の一般放送事業者は、総務省令で定めるところにより、外国人等がその議決権に占める割合を公告しなければならない。ただし、その割合が総務省令で定める割合に達しないときは、この限りでない。

(放送番組の編集等に関する通則等の適用)

第五十二条の二十八 委託放送事業者について第一章の二(次項に規定する委託放送事業者にあつては、第三条の二、第三条の三第二項及び第六条の二を除く。)及び第三章の規定を適用する場合においては、第三条の二及び第三条の三第二項中「国内放送」とあるのは「受託国内放送」と、第三条の二第三項中「放送に」とあるのは「放送の委託に」と、第三条の五中「放送事項」とあるのは「委託放送事項(委託して行わせる放送の放送事項をいう。)」と、同条、第五十一条第一項、第五十一条の二及び第五十二条の二中「行う」とあるのは「委託して行わせる」と、第四条第一項中「したという」とあるのは「委託して行わせたという」と、「放送をした事項」とあるのは「委託して放送を行わせた事項」と、「しなければならない」とあるのは「委託して行わせない」と、同条第二項中「その」とあるのは「その委託して行わせた」と、第六条中

「してはならない」とあるのは「委託して行わせてはならない」と第六条の二中「国内放送を行う」とあるのは「受託国内放送を委託して行わせる」と、「を」を省略する」とあるのは「を委託して行わせる」と、第五十二条中「その設備により又は他の放送事業者の設備を通じて」とあるのは「受託放送事業者の設備により」と、第五十二条の四第一項中「契約により」とあるのは「その放送を委託して行わせる者との契約により」と、「放送をいう」とあるのは「放送を委託して行わせることをいう」と、同項及び同条第三項中「であるとき」とあるのは「を委託して行わせるものであるとき」と、同項及び同条第四項中「以外の放送」とあるのは「以外の放送を委託して行わせるもの」と、同条第七項中「多重放送」とあるのは「多重放送を委託して行わせるもの」と、第五十二条の五中「において当該有料放送」とあるのは「において当該役務に係る放送」と、「により当該有料放送」とあるのは「により当該放送」と、第五十二条の六中「その有料放送を」とあるのは「その有料放送の役務に係る放送を」と、第五十二条の八第一項中「電波法第五条第一項第一号から第三号まで」とあるのは「第五十二条の十三第一項第五号イから八まで」と、「同条第四項第二号（受託放送事業者にあつては、同条第一項第四号）」とあるのは「同条第二項中「電波法第五条第四項第二号（受託放送事業者にあつては、同条第一項第四号）」とあるのは「第五十二条の十三第一項第五号二」と、「同条第四項第二号（受託放送事業者にあつては、同条第一項第四号）」とあるのは「同条二」と読み替えるものとする。

「してはならない」とあるのは「委託して行わせてはならない」と第六条の二中「国内放送を行う」とあるのは「受託国内放送を委託して行わせる」と、「を」を省略する」とあるのは「を委託して行わせる」と、第五十二条中「その設備により又は他の放送事業者の設備を通じて」とあるのは「受託放送事業者の設備により」と、第五十二条の四第一項中「契約により」とあるのは「その放送を委託して行わせる者との契約により」と、「放送をいう」とあるのは「放送を委託して行わせることをいう」と、同項及び同条第三項中「であるとき」とあるのは「を委託して行わせるものであるとき」と、同項及び同条第四項中「以外の放送」とあるのは「以外の放送を委託して行わせるもの」と、同条第七項中「多重放送」とあるのは「多重放送を委託して行わせるもの」と、第五十二条の五中「において当該有料放送」とあるのは「において当該役務に係る放送」と、「により当該有料放送」とあるのは「により当該放送」と、第五十二条の六中「その有料放送を」とあるのは「その有料放送の役務に係る放送を」と、第五十二条の八第一項中「電波法第五条第一項第一号から第三号まで」とあるのは「第五十二条の十三第一項第五号イから八まで」と、「同条第四項第二号（受託放送事業者にあつては、同条第一項第四号）」とあるのは「同条二」と読み替えるものとする。

2
(略)

2
(略)

船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七十七号）（附則第六十五条関係）

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>（設立の認可） 第十七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の供託金は、内閣府令で定める有価証券（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）<u>第三百条</u>第一項に規定する振替債を含む。）をもつて代えることができる。</p> <p>4（略）</p> | <p>（設立の認可） 第十七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の供託金は、内閣府令で定める有価証券（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）<u>第一百二十九条</u>第一項に規定する振替社債等を含む。）をもつて代えることができる。</p> <p>4（略）</p> |

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>（事業税と信託財産）</p> <p>第七十二条の三 信託財産に帰せられる収入及び支出については、その信託財産について生ずる所得を信託の利益として受けるべき受益者が信託財産を所有するものとみなして、本節の規定を適用する。</p> <p>ただし、合同運用信託（信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。第三項において同じ。）が引き受けた金銭信託で共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するもの（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二項に規定する委託者非指図型投資信託及びこれに類する外国投資信託（同条第二十八項に規定する外国投資信託をいう。以下本項において同じ。）を除く。）をいう。第三項において同じ。）、投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第三項に規定する投資信託及び外国投資信託をいう。第三項において同じ。））、特定目的信託（資産の流動化に関する法律第二条第十三項に規定する特定目的信託をいう。）、法人税法第三十七条第六項に規定する特定公益信託、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第十一項に規定する加入者保護信託又は法人税法第八十四条第一項に規定する厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確</p> | <p>（事業税と信託財産）</p> <p>第七十二条の三 信託財産に帰せられる収入及び支出については、その信託財産について生ずる所得を信託の利益として受けるべき受益者が信託財産を所有するものとみなして、本節の規定を適用する。</p> <p>ただし、合同運用信託（信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。第三項において同じ。）が引き受けた金銭信託で共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するもの（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二項に規定する委託者非指図型投資信託及びこれに類する外国投資信託（同条第二十八項に規定する外国投資信託をいう。以下本項において同じ。）を除く。）をいう。第三項において同じ。））、投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第三項に規定する投資信託及び外国投資信託をいう。第三項において同じ。））、特定目的信託（資産の流動化に関する法律第二条第十三項に規定する特定目的信託をいう。）、法人税法第三十七条第六項に規定する特定公益信託、社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第十一項に規定する加入者保護信託又は法人税法第八十四条第一項に規定する厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付</p> |

定給付年金基金資産運用契約、確定拠出年金資産管理契約、勤労者財産形成給付契約若しくは勤労者財産形成基金給付契約、国民年金基金若しくは国民年金基金連合会の締結した国民年金法第二百二十八条第三項若しくは第三百三十七条の十五第四項に規定する契約若しくはこれらに類する退職年金に関する契約で政令で定めるものに係る信託の信託財産に帰せられる収入及び支出については、この限りでない。

2 (略)

3 信託会社の合同運用信託、投資信託（特定信託に該当するものを除く。）、法人税法第三十七条第六項に規定する特定公益信託、社債、株式等の振替に関する法律第二条第十一項に規定する加入者保護信託若しくは法人税法第八十四条第一項に規定する厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約、確定拠出年金資産管理契約、勤労者財産形成給付契約若しくは勤労者財産形成基金給付契約、国民年金基金若しくは国民年金基金連合会の締結した国民年金法第二百二十八条第三項若しくは第三百三十七条の十五第四項に規定する契約若しくはこれらに類する退職年金に関する契約で政令で定めるものに係る信託又は厚生年金基金若しくは企業年金基金の法人税法第八十四条第一項に規定する確定拠出年金資産管理契約に係る信託の信託財産に帰せられる収入及び支出は、当該信託会社又は当該厚生年金基金若しくは当該企業年金基金の収入及び支出でないものとみなして、本節の規定を適用する。

年金基金資産運用契約、確定拠出年金資産管理契約、勤労者財産形成給付契約若しくは勤労者財産形成基金給付契約、国民年金基金若しくは国民年金基金連合会の締結した国民年金法第二百二十八条第三項若しくは第三百三十七条の十五第四項に規定する契約若しくはこれらに類する退職年金に関する契約で政令で定めるものに係る信託の信託財産に帰せられる収入及び支出については、この限りでない。

2 (略)

3 信託会社の合同運用信託、投資信託（特定信託に該当するものを除く。）、法人税法第三十七条第六項に規定する特定公益信託、社債等の振替に関する法律第二条第十一項に規定する加入者保護信託若しくは法人税法第八十四条第一項に規定する厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約、確定拠出年金資産管理契約、勤労者財産形成給付契約若しくは勤労者財産形成基金給付契約、国民年金基金若しくは国民年金基金連合会の締結した国民年金法第二百二十八条第三項若しくは第三百三十七条の十五第四項に規定する契約若しくはこれらに類する退職年金に関する契約で政令で定めるものに係る信託又は厚生年金基金若しくは企業年金基金の法人税法第八十四条第一項に規定する確定拠出年金資産管理契約に係る信託の信託財産に帰せられる収入及び支出は、当該信託会社又は当該厚生年金基金若しくは当該企業年金基金の収入及び支出でないものとみなして、本節の規定を適用する。

(譲渡割と信託財産)

第七十二条の八十 信託財産に属する資産に係る課税資産の譲渡等については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者がその信託財産を有するものとみなして、本節の規定を適用する。ただし、合同運用信託、投資信託、特定目的信託、法人税法第三十七条第六項に規定する特定公益信託、社債、株式等の振替に関する法律第二条第十一項に規定する加入者保護信託又は法人税法第八十四条第一項に規定する厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約、確定拠出年金資産管理契約、勤労者財産形成給付契約若しくは勤労者財産形成基金給付契約、国民年金基金若しくは国民年金基金連合会の締結した国民年金法第二百二十八条第三項若しくは第三百三十七条の十五第四項に規定する契約若しくはこれらに類する退職年金に関する契約で政令で定めるものに係る信託の信託財産に属する資産に係る課税資産の譲渡等については、この限りでない。

一・二 (略)

2・3 (略)

(譲渡割と信託財産)

第七十二条の八十 信託財産に属する資産に係る課税資産の譲渡等については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者がその信託財産を有するものとみなして、本節の規定を適用する。ただし、合同運用信託、投資信託、特定目的信託、法人税法第三十七条第六項に規定する特定公益信託、社債等の振替に関する法律第二条第十一項に規定する加入者保護信託又は法人税法第八十四条第一項に規定する厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約、確定拠出年金資産管理契約、勤労者財産形成給付契約若しくは勤労者財産形成基金給付契約、国民年金基金若しくは国民年金基金連合会の締結した国民年金法第二百二十八条第三項若しくは第三百三十七条の十五第四項に規定する契約若しくはこれらに類する退職年金に関する契約で政令で定めるものに係る信託の信託財産に属する資産に係る課税資産の譲渡等については、この限りでない。

一・二 (略)

2・3 (略)

商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）（附則第六十七条関係）

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>第三百三十三条（略）</p> <p>2 商品取引員は、他の法人に対する支配関係（他の法人に対する関係で、商品取引員がその法人の総株主又は総社員の議決権（商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この項において同じ。）の二分の一以上に相当する議決権（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百五十五条第一項又は第二百五十六条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含む。）を有する関係その他その法人の事業活動を実質的に支配することが可能なものとして主務省令で定める関係をいう。）を持つに至つたときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨の届出書を主務大臣に提出しなければならない。その届けた事項に変更を生じたとき、又はその支配関係がなくなつたときも、同様とする。</p> <p>3（略）</p> | <p>第三百三十三条（略）</p> <p>2 商品取引員は、他の法人に対する支配関係（他の法人に対する関係で、商品取引員がその法人の総株主又は総社員の議決権（商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この項において同じ。）の二分の一以上に相当する議決権を有する関係その他その法人の事業活動を実質的に支配することが可能なものとして主務省令で定める関係をいう。）を持つに至つたときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨の届出書を主務大臣に提出しなければならない。その届けた事項に変更を生じたとき、又はその支配関係がなくなつたときも、同様とする。</p> <p>3（略）</p> |

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）（附則第六十八條關係）

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>（特定社債保険）</p> <p>第三条の九 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者（純資産の額が一定の額以上であることその他の経済産業省令で定める要件を備えているものに限る。以下この条において同じ。）が発行する社債（当該社債の発行が証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項に規定する有価証券の私募によるもの限り、社債、株式等の振替に關する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。以下同じ。）のうち政令で定める金融機関が引き受けるものに係る債務の保証をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が四億五千万円を超えることができない保険（以下「特定社債保険」という。）について、社債に係る債務（利息に係るものを除く。以下この条において同じ。）の額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険關係が成立する旨を定める契約を締結することができる。</p> <p>2 5 （略）</p> | <p>（特定社債保険）</p> <p>第三条の九 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者（純資産の額が一定の額以上であることその他の経済産業省令で定める要件を備えているものに限る。以下この条において同じ。）が発行する社債（当該社債の発行が証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項に規定する有価証券の私募によるもの限り、社債等の振替に關する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。以下同じ。）のうち政令で定める金融機関が引き受けるものに係る債務の保証をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が四億五千万円を超えることができない保険（以下「特定社債保険」という。）について、社債に係る債務（利息に係るものを除く。以下この条において同じ。）の額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険關係が成立する旨を定める契約を締結することができる。</p> <p>2 5 （略）</p> |

鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）（附則第六十九条関係）

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>（供託） 第一百七十七条（略） 2・3（略） 4 第一項又は前項の規定により供託すべき金銭は、その金額に相当する国債（その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。）をもつてこれに代えることができる。</p> | <p>（供託） 第一百七十七条（略） 2・3（略） 4 第一項又は前項の規定により供託すべき金銭は、その金額に相当する国債（その権利の帰属が社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。）をもつてこれに代えることができる。</p> |

日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社及び有限会社の株式及び持分の譲渡の制限等に関する法律（昭和二十六年法律第二百十二号）（附則第七十条関係）

| | |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">改 正 案</p> | <p style="text-align: center;">現 行</p> |
| <p>（株式申込証の用紙及び株券）</p> <p>第二条 前条の定款の規定は、株式申込証の用紙及び株券（株券を発行しない旨の定款の定めがある場合にあつては、株式申込証の用紙）に記載しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> | <p>（株式申込証の用紙及び株券）</p> <p>第二条 前条の定款の規定は、株式申込証の用紙及び株券に記載しなければならぬ。</p> <p>2 （略）</p> |

信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）（附則第七十一条関係）

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>（役員） 第三十二条（略） 2～6（略） 7 前項の場合において、金庫又はその子会社が保有する議決権には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は持分に係る議決権（委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該金庫若しくはその子会社に指図を行うことができるものに限る。）その他内閣府令で定める議決権を含まないものとし、信託財産である株式又は持分に係る議決権で、当該金庫又はその子会社が委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるもの（内閣府令で定める議決権を除く。）及び社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項の規定により発行者に對抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。 8（略） （信用金庫の事業） 第五十三条（略） 2～4（略）</p> | <p>（役員） 第三十二条（略） 2～6（略） 7 前項の場合において、金庫又はその子会社が保有する議決権には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は持分に係る議決権（委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該金庫若しくはその子会社に指図を行うことができるものに限る。）その他内閣府令で定める議決権を含まないものとし、信託財産である株式又は持分に係る議決権で、当該金庫又はその子会社が委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるもの（内閣府令で定める議決権を除く。）を含むものとする。 8（略） （信用金庫の事業） 第五十三条（略） 2～4（略）</p> |

| | |
|--|---|
| <p>5 前二項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 短期社債等 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号（権利の帰属）に規定する短期社債</p> <p>ロ～ハ（略）</p> <p>ト その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券（新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。）に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの</p> <p>一の二～三（略）</p> <p>三の二 振替業 社債、株式等の振替に関する法律第二条第四項（定義）の口座管理機関として行う振替業をいう。</p> <p>四・五（略）</p> <p>6～17（略）</p> | <p>5 前二項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 短期社債等 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号（権利の帰属）に規定する短期社債</p> <p>ロ～ハ（略）</p> <p>ト その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券（新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。）に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの</p> <p>一の二～三（略）</p> <p>三の二 振替業 社債等の振替に関する法律第二条第四項（定義）の口座管理機関として行う振替業をいう。</p> <p>四・五（略）</p> <p>6～17（略）</p> |
|--|---|

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）（附則第七十二条関係）

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>（営業保証金の供託等） 第二十五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の営業保証金は、国土交通省令の定めるところにより、国債証券、地方債証券その他の国土交通省令で定める有価証券（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）<u>第三百条</u>第一項に規定する振替債を含む。）をもつて、これに充てることができる。</p> <p>4～8（略）</p> | <p>（営業保証金の供託等） 第二十五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の営業保証金は、国土交通省令の定めるところにより、国債証券、地方債証券その他の国土交通省令で定める有価証券（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）<u>第二百九十九条</u>第一項に規定する振替社債等を含む。）をもつて、これに充てることができる。</p> <p>4～8（略）</p> |

長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）（附則第七十三条関係）

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>（業務の範囲） 第六条（略） 2・3（略） 4 第一項第二号の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。 一 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）（第六十六条第一号（権利の帰属）に規定する短期社債 二 了六（略） 七 その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券（新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。）に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの イ〜ニ（略） 5（略） 6 第三項第七号の二の「振替業」とは、社債、株式等の振替に関する法律第二条第四項（定義）の口座管理機関として行う振替業をいう。</p> | <p>（業務の範囲） 第六条（略） 2・3（略） 4 第一項第二号の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。 一 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）（第六十六条第一号（権利の帰属）に規定する短期社債 二 了六（略） 七 その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券（新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。）に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの イ〜ニ（略） 5（略） 6 第三項第七号の二の「振替業」とは、社債等の振替に関する法律第二条第四項（定義）の口座管理機関として行う振替業をいう。</p> |
| 7（略） | 7（略） |

(債券の発行方法)

第十一条 (略)

2~4 (略)

5 長期信用銀行は、売出の方法により債券を発行しようとするときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一~四 (略)

五 社債、株式等の振替に関する法律の規定によりその権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる債券を発行しようとするときは、同法の適用がある旨

六 (略)

6 (略)

(長期信用銀行の子会社の範囲等)

第十三条の二 (略)

2 (略)

3 前項の場合において、会社が保有する議決権には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は持分に係る議決権(委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該会社に指図を行うことができるものに限る。)その他内閣府令で定める議決権を含まないものとし、信託財産である株式又は持分に係る議決権で、当該会社が委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるもの(内閣府令で定める議決権を除く。)及び社債、株式等の振替に関する法律第百五十五条第一

(債券の発行方法)

第十一条 (略)

2~4 (略)

5 長期信用銀行は、売出の方法により債券を発行しようとするときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一~四 (略)

五 社債等の振替に関する法律の規定によりその権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる債券を発行しようとするときは、同法の適用がある旨

六 (略)

6 (略)

(長期信用銀行の子会社の範囲等)

第十三条の二 (略)

2 (略)

3 前項の場合において、会社が保有する議決権には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は持分に係る議決権(委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該会社に指図を行うことができるものに限る。)その他内閣府令で定める議決権を含まないものとし、信託財産である株式又は持分に係る議決権で、当該会社が委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるもの(内閣府令で定める議決権を除く。)を含むものとする。

項又は第百五十六条第一項の規定により発行者に対抗することができ
ない株式に係る議決権を含むものとする。

4
～
10
(略)

4
～
10
(略)

改正案

現行

| | |
|--|---|
| <p>（外国人等の取得した株式の取扱い） 第二百二十条の二（略）</p> <p>2 前項の本邦航空運送事業者及びその持株会社等は、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第五百五十九条第一項又は第八項の規定による通知に係る株主のうち外国人等が有する株式のすべてについて同法第六十条第一項の規定により株主名簿に記載し、又は記録することとした場合に第四条第一項第四号に該当することとなるときは、同法第六十条第一項の規定にかかわらず、第四条第一項第四号に該当することとならないように当該株式の一部に限つて株主名簿に記載し、又は記録する方法として国土交通省令で定める方法に従い、株主名簿に記載し、又は記録することができる。</p> <p>3 第一項の本邦航空運送事業者及びその持株会社等は、国土交通省令で定めるところにより、外国人等がその議決権に占める割合を公告しなければならぬ。ただし、その割合が国土交通省令で定める割合に達しないときは、この限りでない。</p> | <p>（外国人等の取得した株式の取扱い） 第二百二十条の二（略） （新設）</p> <p>2 前項の本邦航空運送事業者及びその持株会社等は、国土交通省令で定めるところにより、外国人等がその議決権に占める割合を公告しなければならぬ。ただし、その割合が国土交通省令で定める割合に達しないときは、この限りでない。</p> |
|--|---|